

---

# 介護保険事業概要

(令和5年度実績)

---

目 黒 区

令和6年8月

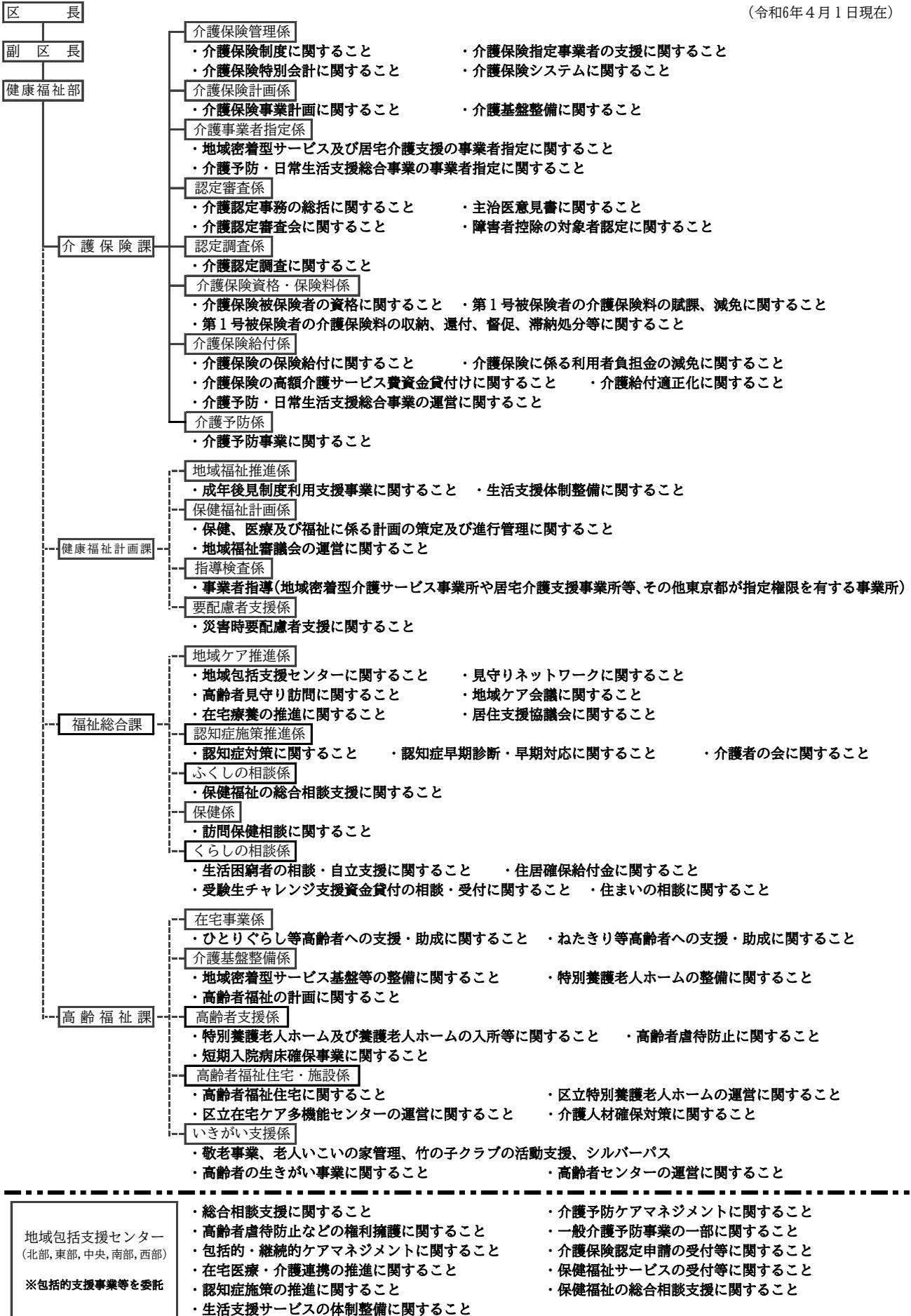
## 目 次

1	組織及び事務分掌	1
2	高齢者人口の推移	2
3	被保険者	3
4	介護保険料	6
5	要介護認定	14
6	保険給付	17
7	経理状況	24
8	利用者保護	30
9	趣旨普及	32
10	介護サービス基盤	33
11	事業者指導	36
12	地域支援事業	37
13	審議会等	43
	介護保険制度に係る主な変遷	45
	目黒区介護保険条例	47
	目黒区介護保険関係条例・規則・要綱一覧	60

※ 本誌内の数値・データは個別の記載がない限りは、各年度末日現在の内容である。  
また、特段の理由により記載が必要な場合を除き、本誌では「令和」等、年号の表記を省略とする。

# 1 組織及び事務分掌

(令和6年4月1日現在)



## 2 高齢者人口の推移

介護保険制度は平成12年度からスタートし、現在25年目を迎えているが、令和2年度から5年度までの目黒区の人口を見ると967人減少し、高齢者数は114人の減である。

目黒区の高齢化率は、令和2年度（令和3年4月1日現在。年度末の数値に代えてその翌日の住民基本台帳における数値を用いる。以下このページにおいて同様とする。）の19.69%から、令和5年度（令和6年4月1日）には19.72%で0.03ポイント高くなっており、上昇傾向にある。

後期高齢者割合についても、令和2年度から5年度までの間で0.85ポイント増えており、さらに上昇傾向にある。

なお、令和6年1月1日現在の住民基本台帳に基づく都民数は13,911,902人、高齢者数が3,143,256人で、高齢化率は22.59%であった。同日現在の目黒区の高齢化率は19.76%であり、都の高齢化率に対し、目黒区の高齢化率は2.83ポイント低かった。

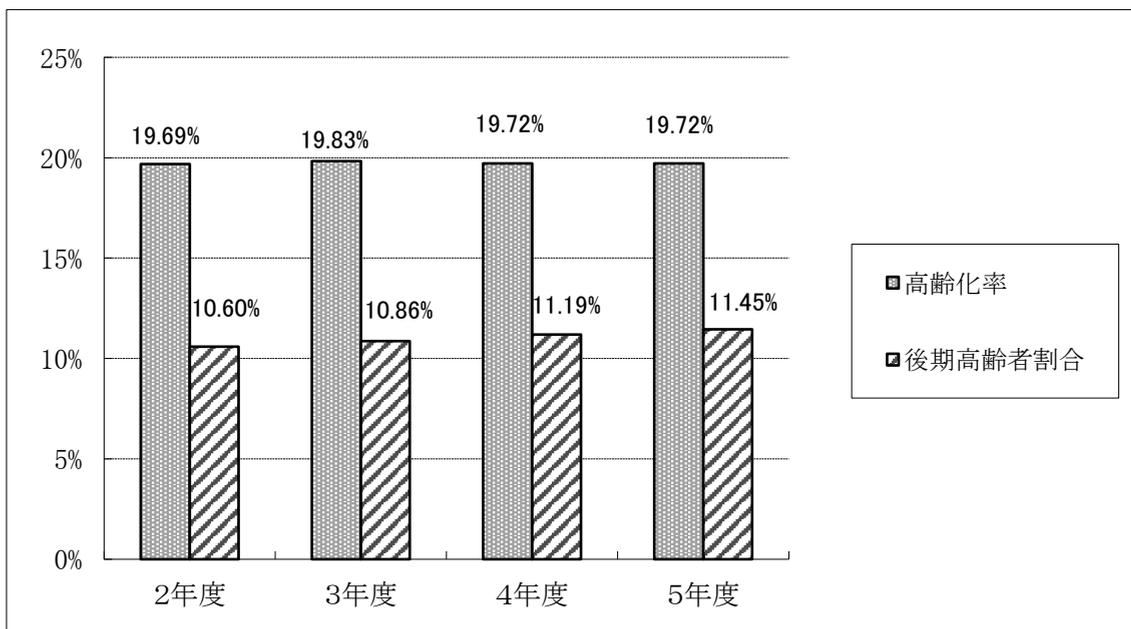
### (1) 人口の推移（住民基本台帳より）

(単位：人)

年齢別	2年度 (3年4月1日)	3年度 (4年4月1日)	4年度 (5年4月1日)	5年度 (6年4月1日)
目黒区の人口	281,093	278,415	279,251	280,126
0～39歳	122,761	119,869	119,994	120,105
40～64歳	102,986	103,329	104,196	104,789
65～74歳	25,562	24,977	23,826	23,148
75歳以上 (後期高齢者割合)	29,784 (10.60%)	30,240 (10.86%)	31,235 (11.19%)	32,084 (11.45%)
高齢者人口 (高齢化率)	55,346 (19.69%)	55,217 (19.83%)	55,061 (19.72%)	55,232 (19.72%)

※「後期高齢者」とは75歳以上をいう。

### (2) 高齢化率



### 3 被保険者

被保険者は、第1号被保険者と第2号被保険者に分けられる。65歳以上を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。なお、目黒区から区外の特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所するために住所を変更した場合は、引き続き目黒区の被保険者となる（住所地特例）。

#### (1) 第1号被保険者数

(単位：人)

年齢区分	2年度	3年度	4年度	5年度
65歳以上 75歳未満	25,618	25,023	23,882	23,175
75歳以上 85歳未満	19,120	19,376	20,261	21,121
85歳以上	11,338	11,522	11,636	11,569
(再掲) 外国人被保険者	(513)	(551)	(630)	(662)
(再掲) 住所地特例被保険者	(1,008)	(1,006)	(1,010)	(986)
合 計	56,076	55,921	55,779	55,865

#### (2) 納付方法別被保険者数

第1号被保険者は被保険者一人ひとりが介護保険料を納めるが、第2号被保険者は、加入している医療保険の保険料と一括して納める。第1号被保険者の納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類の方法があり、受給している老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円以上の場合には、原則、年金から保険料が天引きされる特別徴収対象者となる。それ以外に該当する者が、納付書等での個別納付となる普通徴収対象者である。

(単位：人)

年度	特別徴収対象者	普通徴収対象者	合 計
2	49,037	7,039	56,076
3	48,679	7,242	55,921
4	48,125	7,654	55,779
5	47,758	8,107	55,865

## (3) 所得段階別被保険者数

介護保険料は、本人や本人の属する世帯の住民税課税の有無や、本人の合計所得金額などによって区分されている。

(単位：人、%)

年度	所得段階	特別徴収対象者	普通徴収対象者	合計	構成比
2	1	901	840	1,741	3.1
	2	5,964	1,471	7,435	13.3
	3	3,080	116	3,196	5.7
	4	3,107	86	3,193	5.7
	5	5,303	953	6,256	11.2
	6	4,881	66	4,947	8.8
	7	6,007	718	6,725	12.0
	8	6,038	569	6,607	11.8
	9	4,505	545	5,050	9.0
	10	2,648	295	2,943	5.2
	11	2,578	363	2,941	5.2
	12	1,159	200	1,359	2.4
	13	649	119	768	1.4
	14	355	117	472	0.8
	15	416	122	538	1.0
	16	397	124	521	0.9
	17	1,049	335	1,384	2.5
	合計	49,037	7,039	56,076	100.0
3	1	877	838	1,715	3.1
	2	5,774	1,543	7,317	13.1
	3	3,168	140	3,308	5.9
	4	3,145	96	3,241	5.8
	5	5,141	888	6,029	10.8
	6	4,974	78	5,052	9.0
	7	5,820	675	6,495	11.6
	8	6,029	601	6,630	11.9
	9	4,625	576	5,201	9.3
	10	2,691	308	2,999	5.4
	11	2,582	412	2,994	5.3
	12	1,073	205	1,278	2.3
	13	620	144	764	1.4
	14	390	144	534	0.9
	15	420	124	544	1.0
	16	366	139	505	0.9
	17	984	331	1,315	2.3
	合計	48,679	7,242	55,921	100.0
4	1	869	804	1,673	3.0
	2	5,677	1,622	7,299	13.1
	3	3,191	138	3,329	6.0
	4	3,256	89	3,345	6.0
	5	4,890	944	5,834	10.5
	6	4,897	69	4,966	8.9
	7	5,843	695	6,538	11.7
	8	5,944	653	6,597	11.8
	9	4,429	552	4,981	8.9
	10	2,557	333	2,890	5.2
	11	2,539	455	2,994	5.4
	12	1,116	247	1,363	2.4
	13	655	198	853	1.5
	14	438	128	566	1.0
	15	428	149	577	1.0
	16	406	181	587	1.1
	17	990	397	1,387	2.5
	合計	48,125	7,654	55,779	100.0

年度	所得段階	特別徴収対象者	普通徴収対象者	合計	構成比
5	1	826	778	1,604	2.9
	2	5,600	1,665	7,265	13.0
	3	3,300	137	3,437	6.2
	4	3,310	86	3,396	6.1
	5	4,720	957	5,677	10.2
	6	4,802	71	4,873	8.7
	7	5,945	757	6,702	12.0
	8	5,776	720	6,496	11.6
	9	4,417	633	5,050	9.0
	10	2,639	441	3,080	5.5
	11	2,505	460	2,965	5.3
	12	1,094	268	1,362	2.4
	13	591	179	770	1.4
	14	389	142	531	1.0
	15	413	177	590	1.1
	16	423	172	595	1.1
	17	1,008	464	1,472	2.6
	合計	47,758	8,107	55,865	100.0

※端数処理の関係で構成比の単純合計は100%とならないことがある。

#### (4) 第1号被保険者資格取得喪失事由状況

主な事由としては、65歳以上の人が入転、または誕生日で65歳になると第1号被保険者の資格を取得（資格変更）する。また、65歳以上の人が入転、死亡すると資格を喪失する。

(単位：人)

年度	事由	資格取得(変更)者	資格喪失者	増減	第1号被保険者数
2	転入	553	-	-	-
	65歳到達	2,348	-	-	-
	転出	-	845	-	-
	死亡	-	1,978	-	-
	その他	16	59	-	-
	合計	2,917	2,882	35	56,076
3	転入	568	-	-	-
	65歳到達	2,311	-	-	-
	転出	-	834	-	-
	死亡	-	2,192	-	-
	その他	10	18	-	-
	合計	2,889	3,044	-155	55,921
4	転入	610	-	-	-
	65歳到達	2,478	-	-	-
	転出	-	933	-	-
	死亡	-	2,278	-	-
	その他	16	35	-	-
	合計	3,104	3,246	-142	55,779
5	転入	597	-	-	-
	65歳到達	2,625	-	-	-
	転出	-	886	-	-
	死亡	-	2,206	-	-
	その他	13	57	-	-
	合計	3,235	3,149	86	55,865

## 4 介護保険料

### (1) 保険料算定のしくみ

3年間の目黒区における介護サービス利用量見込み等から、1人あたりの平均的な保険料額を算出し、基準保険料額として定めている。これは、概ね次のような算式で計算される。

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{介護サービス総費用及び地域支援事業総事業費のうち第1号被保険者の負担分}}{\text{目黒区の第1号被保険者数}}$$

### (2) 保険料の所得段階及び保険料額

本人や本人の属する世帯の住民税の課税の有無と本人の合計所得金額などによって、下表のとおり所得段階1～17に区分されている。

第8期保険料（3年度から5年度まで）

(単位：円)

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得等の状況）	算定式
1	22,320 (軽減前37,200)	1,860 (3,100)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税	基準額×0.30 (軽減前0.50)
2	22,320 (軽減前37,200)	1,860 (3,100)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.30 (軽減前0.50)
3	26,040 (軽減前44,640)	2,170 (3,720)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.35 (軽減前0.60)
4	48,360 (軽減前52,080)	4,030 (4,340)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.65 (軽減前0.70)
5	63,240	5,270	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.85
6 (基準額)	74,400	6,200	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える	基準額×1.00
7	81,840	6,820	本人の住民税が課税で、合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
8	89,280	7,440	// 125万円以上200万円未満	基準額×1.20
9	104,160	8,680	// 200万円以上300万円未満	基準額×1.40
10	119,040	9,920	// 300万円以上400万円未満	基準額×1.60
11	141,360	11,780	// 400万円以上600万円未満	基準額×1.90
12	156,240	13,020	// 600万円以上800万円未満	基準額×2.10
13	178,560	14,880	// 800万円以上1,000万円未満	基準額×2.40
14	200,880	16,740	// 1,000万円以上1,200万円未満	基準額×2.70
15	223,200	18,600	// 1,200万円以上1,500万円未満	基準額×3.00
16	245,520	20,460	// 1,500万円以上2,000万円未満	基準額×3.30
17	267,840	22,320	// 2,000万円以上	基準額×3.60

参考

ア 第1期保険料（12年度から14年度まで）

国による特別対策が実施されたため、介護保険事業計画に基づく保険料とは異なる。

○第1期の年度ごとの介護保険料（単位：円）

所得段階	12年度	13年度	14年度
	年間保険料	年間保険料	年間保険料
1	4,988	14,879	19,782
2	7,482	22,318	29,673
3(基準額)	9,975	29,757	39,564
4	12,469	37,197	49,455
5	14,963	44,636	59,346

○介護保険事業計画に基づく12年度から14年度までの保険料

所得段階	年額	平均月額
1	19,950	1,663
2	29,925	2,494
3(基準額)	39,900	3,325
4	49,875	4,157
5	59,850	4,988

イ 第2期保険料（15年度から17年度まで）

（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	21,120	1,760	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.50
2	31,680	2,640	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75
3(基準額)	42,240	3,520	本人が住民税非課税で世帯員が課税	基準額×1.00
4	52,800	4,400	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25
5	63,360	5,280	// 200万以上800万円未満	基準額×1.50
6	69,696	5,808	// 800万円以上	基準額×1.65

ウ 第3期保険料（18年度から20年度まで）

（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	25,320	2,110	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.50
2	30,384	2,532	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.60
3	35,448	2,954	世帯全員住民税非課税で、所得段階第2段階以外	基準額×0.70
4(基準額)	50,640	4,220	本人が住民税非課税で、世帯員が住民税課税	基準額×1.00
	※1		激変緩和(経過措置)	税制改正がなかったとしたら1段階の場合
	※2			税制改正がなかったとしたら2段階の場合
※3		税制改正がなかったとしたら3段階の場合		
5	60,768	5,064	本人の住民税が課税で合計所得金額200万円未満	基準額×1.20
	※4		激変緩和(経過措置)	税制改正がなかったとしたら1段階の場合
	※5			税制改正がなかったとしたら2段階の場合
	※6			税制改正がなかったとしたら3段階の場合
※7		税制改正がなかったとしたら4段階の場合		
6	70,896	5,908	本人の住民税が課税で合計所得金額200万円以上400万円未満	基準額×1.40
7	81,024	6,752	本人の住民税が課税で合計所得金額400万円以上600万円未満	基準額×1.60
8	91,152	7,596	本人の住民税が課税で合計所得金額600万円以上1,000万円未満	基準額×1.80
9	101,280	8,440	本人の住民税が課税で合計所得金額1,000万円以上	基準額×2.00

【※】 地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者と税制改正により世帯員が課税になる場合には、経過措置がある。

	18年度			19・20年度		
	算定率	年額	平均月額	算定率	年額	平均月額
※1	基準額×0.66	33,422	2,785	基準額×0.83	42,031	3,502
※2	基準額×0.73	36,967	3,080	基準額×0.86	43,550	3,629
※3	基準額×0.80	40,512	3,376	基準額×0.90	45,576	3,798
※4	基準額×0.73	36,967	3,080	基準額×0.96	48,614	4,051
※5	基準額×0.80	40,512	3,376	基準額×1.00	50,640	4,220
※6	基準額×0.86	43,550	3,629	基準額×1.03	52,159	4,346
※7	基準額×1.06	53,878	4,473	基準額×1.13	57,223	4,768

エ 第4期保険料(21年度から23年度まで)

(単位：円)

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準(所得などの状況)	算定式
1	25,200	2,100	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.50
2	30,240	2,520	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.60
3	35,280	2,940	世帯全員の住民税が非課税で、所得段階第2段階以外	基準額×0.70
特例 4	42,840	3,570	本人が住民税非課税で、世帯員が課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額×0.85
4 (基準額)	50,400	4,200	本人が住民税非課税で、世帯員が課税(所得段階が特例4段階以外)	基準額×1.00
5	55,440	4,620	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
6	60,480	5,040	// 125万以上250万円未満	基準額×1.20
7	70,560	5,880	// 250万以上400万円未満	基準額×1.40
8	80,640	6,720	// 400万以上600万円未満	基準額×1.60
9	90,720	7,560	// 600万以上1,000万円未満	基準額×1.80
10	100,800	8,400	// 1,000万円以上	基準額×2.00

※国による緊急特別対策として、臨時特例交付金による軽減措置が実施されたため、基準月額4,293円が4,200円となった。

オ 第5期保険料(24年度から26年度まで)

(単位：円)

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準(所得などの状況)	算定式
1	29,760	2,480	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.50
2	32,736	2,728	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.55
特例 3	35,712	2,976	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60
3	41,664	3,472	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える	基準額×0.70
特例 4	50,592	4,216	本人が住民税非課税で、世帯員が課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額×0.85
4 (基準額)	59,520	4,960	本人が住民税非課税で、世帯員が課税(本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える)	基準額×1.00
5	65,472	5,456	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
6	71,424	5,952	// 125万以上190万円未満	基準額×1.20
7	83,328	6,944	// 190万以上300万円未満	基準額×1.40
8	95,232	7,936	// 300万以上400万円未満	基準額×1.60
9	113,088	9,424	// 400万以上600万円未満	基準額×1.90
10	124,992	10,416	// 600万以上800万円未満	基準額×2.10
11	142,848	11,904	// 800万以上1,000万円未満	基準額×2.40
12	160,704	13,392	// 1,000万以上1,200万円未満	基準額×2.70
13	178,560	14,880	// 1,200万円以上	基準額×3.00

※特例3段階、特例4段階を含む実質15段階に区分されている。

カ 第6期保険料(27年度から29年度まで)

(単位：円)

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準(所得などの状況)	算定式
1	31,212 (軽減前34,680)	2,601 (2,890)	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で 住民税世帯非課税	基準額×0.45 (軽減前0.50)
2	31,212 (軽減前34,680)	2,601 (2,890)	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額 +課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.45 (軽減前0.50)
3	41,616	3,468	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額 +課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60
4	48,552	4,046	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額 +課税年金収入額が120万円を超える	基準額×0.70
5	58,956	4,913	本人が住民税非課税で、世帯員が課税 (本人の合計所得金額+課税年金収入額が80 万円以下)	基準額×0.85
6 (基準額)	69,360	5,780	本人が住民税非課税で、世帯員が課税 (本人の合計所得金額+課税年金収入額が80 万円を超える)	基準額×1.00
7	76,296	6,358	本人が住民税課税で 合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
8	83,232	6,936	// 125万以上190万円未満	基準額×1.20
9	97,104	8,092	// 190万以上300万円未満	基準額×1.40
10	110,976	9,248	// 300万以上400万円未満	基準額×1.60
11	131,784	10,982	// 400万以上600万円未満	基準額×1.90
12	145,656	12,138	// 600万以上800万円未満	基準額×2.10
13	166,464	13,872	// 800万以上1,000万円未満	基準額×2.40
14	187,272	15,606	// 1,000万以上1,200万円未満	基準額×2.70
15	208,080	17,340	// 1,200万円以上	基準額×3.00

## キ 第7期保険料（30年度から2年度まで）【\*1、\*2】

（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	33,696 (軽減前37,440)	2,808 (3,120)	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.45 (軽減前0.50)
2	33,696 (軽減前37,440)	2,808 (3,120)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.45 (軽減前0.50)
3	44,928	3,744	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60
4	52,416	4,368	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.70
5	63,648	5,304	本人が住民税非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.85
6 (基準額)	74,880	6,240	本人が住民税非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える	基準額×1.00
7	82,368	6,864	本人が住民税課税で 合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
8	89,856	7,488	// 125万以上200万円未満	基準額×1.20
9	104,832	8,736	// 200万以上300万円未満	基準額×1.40
10	119,808	9,984	// 300万以上400万円未満	基準額×1.60
11	142,272	11,856	// 400万以上600万円未満	基準額×1.90
12	157,248	13,104	// 600万以上800万円未満	基準額×2.10
13	179,712	14,976	// 800万以上1,000万円未満	基準額×2.40
14	202,176	16,848	// 1,000万以上1,200万円未満	基準額×2.70
15	224,640	18,720	// 1,200万以上1,500万円未満	基準額×3.00
16	247,104	20,592	// 1,500万以上2,000万円未満	基準額×3.30
17	269,568	22,464	// 2,000万円以上	基準額×3.60

【\*1】 元年度保険料（令和元年6月条例改正により所得段階1～4保険料変更）（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	28,080 (軽減前37,440)	2,340 (3,120)	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.375 (軽減前0.50)
2	28,080 (軽減前37,440)	2,340 (3,120)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.375 (軽減前0.50)
3	35,568 (軽減前44,928)	2,964 (3,744)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.475 (軽減前0.60)
4	50,544 (軽減前52,416)	4,212 (4,368)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.675 (軽減前0.70)

【\*2】 2年度保険料（令和2年6月条例改正により所得段階1～4保険料変更）（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	22,464 (軽減前37,440)	1,872 (3,120)	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.30 (軽減前0.50)
2	22,464 (軽減前37,440)	1,872 (3,120)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.30 (軽減前0.50)
3	26,208 (軽減前44,928)	2,184 (3,744)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.35 (軽減前0.60)
4	48,672 (軽減前52,416)	4,056 (4,368)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.65 (軽減前0.70)

## (3) 5年度保険料収納状況(6年5月31日現在)

(単位:円、件、%)

賦課区分	徴収区分	5年度							4年度	3年度	2年度	
		調定額		収納額		還付未済額	不納欠損額	収納率	収納率	収納率		
		金額	件数	金額	件数							
現年度分	特別徴収	3,980,575,900	280,165	3,980,575,900	280,165	12,733,350	-	100.00	100.00	100.00	100.00	
	普通徴収	現年度	735,518,800	73,054	672,334,960	65,340	1,462,240	-	91.41	90.52	90.11	89.32
		過年度	9,590,510	519	8,200,060	480	2,230	-	85.50	91.11	91.46	86.89
		計	745,109,310	73,573	680,535,020	65,820	1,464,470	-	91.33	90.53	90.13	89.29
滞納繰越分	普通徴収	4,725,685,210	353,738	4,661,110,920	345,985	14,197,820	-	98.63	98.62	98.65	98.59	
	普通徴収	124,220,138	15,864	15,607,297	2,056	102,740	24,030,664	12.56	13.14	13.05	13.56	
	総合計	4,849,905,348	369,602	4,676,718,217	348,041	14,300,560	24,030,664	96.43	96.42	96.31	96.07	

※還付保留含む。減免は含まない。

## (4) 5年度所得段階別収納状況(6年5月31日現在)

(単位:円、件、%)

(単位:%)

所得段階	調定額	件数	5年度		収納率	所得段階	4年度	3年度	2年度
			金額	件数			収納率	収納率	収納率
特別徴収	1	19,100,290	4,924	19,100,290	4,924	1	100.00	100.00	100.00
	2	125,895,420	31,945	125,895,420	31,945	2	100.00	100.00	100.00
	3	87,214,120	18,592	87,214,120	18,592	3	100.00	100.00	100.00
	4	158,423,850	19,124	158,423,850	19,124	4	100.00	100.00	100.00
	5	298,105,540	27,932	298,105,540	27,932	5	100.00	100.00	100.00
	6	353,694,200	28,371	353,694,200	28,371	6	100.00	100.00	100.00
	7	482,859,500	35,061	482,859,500	35,061	7	100.00	100.00	100.00
	8	509,173,660	33,988	509,173,660	33,988	8	100.00	100.00	100.00
	9	455,052,880	26,010	455,052,880	26,010	9	100.00	100.00	100.00
	10	313,732,200	15,716	313,732,200	15,716	10	100.00	100.00	100.00
	11	351,489,080	14,843	351,489,080	14,843	11	100.00	100.00	100.00
	12	171,896,400	6,584	171,896,400	6,584	12	100.00	100.00	100.00
	13	106,054,940	3,550	106,054,940	3,550	13	100.00	100.00	100.00
	14	79,184,860	2,366	79,184,860	2,366	14	100.00	100.00	100.00
	15	92,327,720	2,478	92,327,720	2,478	15	100.00	100.00	100.00
	16	104,110,940	2,545	104,110,940	2,545	16	100.00	100.00	100.00
	17	272,260,300	6,136	272,260,300	6,136	17	100.00	100.00	100.00
計	3,980,575,900	280,165	3,980,575,900	280,165	計	100.00	100.00	100.00	
普通徴収	1	17,569,430	6,839	17,024,410	6,722	1	97.81	96.43	97.37
	2	39,045,440	15,188	32,794,140	12,670	2	82.21	80.06	79.81
	3	6,956,670	2,000	6,519,280	1,864	3	94.08	92.69	91.98
	4	7,172,880	1,245	6,633,130	1,153	4	87.93	88.38	84.15
	5	58,028,350	8,250	50,655,080	7,199	5	85.77	84.12	83.34
	6	8,901,640	978	8,258,410	913	6	91.74	90.22	91.45
	7	60,722,880	6,686	50,927,050	5,612	7	84.31	81.08	83.83
	8	62,738,210	6,345	53,666,430	5,423	8	82.90	85.23	81.06
	9	61,505,080	5,364	52,872,000	4,623	9	90.17	88.36	86.39
	10	48,021,680	3,715	45,074,720	3,487	10	90.76	91.71	89.18
	11	63,669,740	4,104	60,103,020	3,878	11	93.36	93.73	92.48
	12	41,167,220	2,404	39,352,240	2,298	12	92.86	95.72	95.31
	13	29,948,880	1,523	28,370,440	1,443	13	91.67	95.40	91.76
	14	27,290,840	1,251	25,587,200	1,175	14	95.41	93.65	94.17
	15	38,002,480	1,530	36,669,520	1,477	15	94.16	96.07	97.32
	16	41,271,000	1,511	40,495,140	1,482	16	97.90	97.59	95.43
	17	123,506,380	4,121	117,332,750	3,921	17	94.09	94.62	95.51
計	735,518,800	73,054	672,334,960	65,340	計	90.52	90.11	89.32	
総合計	1	36,669,720	11,763	36,124,700	11,646	1	98.97	98.29	98.75
	2	164,940,860	47,133	158,689,560	44,615	2	95.94	95.63	95.82
	3	94,170,790	20,592	93,733,400	20,456	3	99.54	99.42	99.41
	4	165,596,730	20,369	165,056,980	20,277	4	99.45	99.44	99.25
	5	356,133,890	36,182	348,760,620	35,131	5	97.81	97.65	97.54
	6	362,595,840	29,349	361,952,610	29,284	6	99.83	99.76	99.79
	7	543,582,380	41,747	533,786,550	40,673	7	98.32	97.93	98.20
	8	571,911,870	40,333	562,840,090	39,411	8	98.36	98.58	98.29
	9	516,557,960	31,374	507,924,880	30,633	9	98.92	98.75	98.54
	10	361,753,880	19,431	358,806,920	19,203	10	98.96	99.14	98.94
	11	415,158,820	18,947	411,592,100	18,721	11	99.05	99.17	99.10
	12	213,063,620	8,988	211,248,640	8,882	12	98.74	99.36	99.33
	13	136,003,820	5,073	134,425,380	4,993	13	98.12	99.16	98.75
	14	106,475,700	3,617	104,772,060	3,541	14	99.00	98.37	98.55
	15	130,330,200	4,008	128,997,240	3,955	15	98.51	99.10	99.39
	16	145,381,940	4,056	144,606,080	4,027	16	99.37	99.35	98.88
	17	395,766,680	10,257	389,593,050	10,057	17	98.36	98.64	98.92
計	4,716,094,700	353,219	4,652,910,860	345,505	計	98.63	98.66	98.61	

※特別徴収・普通徴収とも、過年度分、還付保留分、減免、不納欠損は含まない。

(5) 保険料減免

目黒区独自の保険料減額を実施した。これは、保険料の所得段階が第1・第2・第3・第4段階で、ひと月の平均収入額が生活保護基準月額1.15倍以下の生活困窮世帯等、減額要件に該当する人について、申請により保険料を本来額の半額に減額する制度である。なお、徴収猶予は該当がなかった。

ア 条例第19条1項該当（一般減免）

(単位：円、人)

年度	理由	特別徴収		普通徴収		計	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
5	災害等	24,180	2	52,080	3	76,260	5
	死亡・長期入院	0	0	0	0	0	0
	失業・事業休廃止	0	0	0	0	0	0
	拘禁	107,880	1	81,840	2	189,720	3
	計	132,060	3	133,920	5	265,980	8
4	計	256,720	3	72,500	6	329,220	9
3	計	257,208	3	22,320	1	279,528	4
2	計	0	0	65,520	2	65,520	2

イ 条例付則第8条該当(目黒区の独自減額)

(単位：円、人)

年度	所得段階	特別徴収		普通徴収		計	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
5	1	0	0	0	0	0	0
	2	33,480	3	11,160	1	44,640	4
	3	65,100	5	0	0	65,100	5
	4	72,540	3	0	0	72,540	3
	計	171,120	11	11,160	1	182,280	12
4	計	155,310	10	26,040	2	181,350	12
3	計	132,060	8	81,840	7	213,900	15
2	計	254,592	16	58,032	4	312,624	20

ウ 条例第19条1項該当（コロナ減免）

(単位：円、人)

対象年度	申請年度	収入減少		死亡		重篤な傷病		計		
		金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	
元	2	1,673,657	142	29,952	2	38,688	2	1,742,297	146	
2	2	10,798,957	158	97,344	2	232,128	2	11,128,429	162	
	3	1,093,354	21	0	0	164,736	2	1,258,090	23	
	計	11,892,311	179	97,344	2	396,864	4	12,386,519	185	
3	3	4,190,207	65	271,560	4	0	0	4,461,767	69	
	4	63,240	1	0	0	0	0	63,240	1	
	計	4,253,447	66	271,560	4	0	0	4,525,007	70	
4	4	920,689	13	47,120	3	0	0	967,809	16	
								累計	19,621,632	417

(6) 不納欠損

(単位：円、人)

年度	3年度欠損分		4年度欠損分		5年度欠損分			
	元年度賦課以前分		2年度賦課以前分		2年度賦課以前分		3年度賦課分	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
計	52,948,956	1,801	48,816,170	1,749	6,305,972	744	17,724,692	845

(7) 介護保険料還付金支払状況(6年5月31日現在)

(単位：件、円)

支払方法	科目	現年度				過年度還付金支出	還付金合計額
		特別徴収	普通徴収	滞納繰越	小計		
窓口	件数	13	3	0	16	1	17
	金額	143,550	11,160	0	154,710	13,940	168,650
口座	件数	4,889	289	24	5,202	532	5,734
	金額	64,740,620	2,530,680	184,578	67,455,878	6,364,828	73,820,706
厚生労働省	件数	262	—	—	262	119	381
	金額	2,811,280	—	—	2,811,280	1,329,760	4,141,040
共済	件数	1	—	—	1	3	4
	金額	8,000	—	—	8,000	45,740	53,740
合計	件数	5,165	292	24	5,481	655	6,136
	金額	67,703,450	2,541,840	184,578	70,429,868	7,754,268	78,184,136

## 5 要介護認定

### (1) 介護認定審査会

介護認定審査会は、区長からの諮問を受け、介護保険の要介護認定等の申請に対する審査判定業務を行うため設置されたものである。（目黒区介護保険条例、介護認定審査会規則）

#### ① 委員等

介護認定審査会委員の任期は2年で、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有するもののうちから区長が任命する。

	委員定数 (人)	現員数 (人)	委員の分野別内訳 (人)			合議体数
			保 健	医 療	福 祉	
令和3年4月1日現在	63	63	17	30	16	14
令和4年4月1日現在	63	63	17	30	16	14
令和5年4月1日現在	63	63	17	30	16	14
令和6年4月1日現在	63	63	17	30	16	14

#### ② 合議体開催数

年度	2	3	4	5
開催数(回)	276	298	334	334

### (2) 要介護認定

#### ① 申請

要介護認定等の申請は、各地区ごとに設置された包括支援センターで受け付けている。

#### ア 申請受付件数

(件)

年度	申請区分	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区	介護保険課	合 計
2	新 規	347	657	678	649	797	50	3,178
	更 新	328	430	535	523	581	239	2,636
	区分変更	161	210	301	270	332	76	1,350
	認定延長者※	480	694	842	763	991	203	3,973
	合 計	1,316	1,991	2,356	2,205	2,701	568	11,137
3	新 規	430	702	751	589	796	58	3,326
	更 新	316	407	551	585	656	188	2,703
	区分変更	184	227	325	282	350	102	1,470
	認定延長者※	468	777	837	660	943	189	3,874
	合 計	1,398	2,113	2,464	2,116	2,745	537	11,373
4	新 規	428	625	817	680	802	54	3,406
	更 新	531	625	990	942	1,139	345	4,572
	区分変更	180	284	298	244	303	69	1,378
	認定延長者※	424	815	630	453	716	203	3,241
	合 計	1,563	2,349	2,735	2,319	2,960	671	12,597
5	新 規	447	704	773	711	870	55	3,560
	更 新	758	1,278	1,257	1,000	1,387	360	6,040
	区分変更	157	253	319	239	359	94	1,421
	認定延長者※	62	75	46	62	57	32	334
	合 計	1,424	2,310	2,395	2,012	2,673	541	11,355

※厚労省通知に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いにより、要介護認定の有効期間を延長した者

#### イ 転入者申請数

他の自治体で要介護等の認定を受けた被保険者が転入した場合には、転入前自治体の認定内容を継続することができる。(人)

年度	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区	合 計
2	17	17	16	14	27	91
3	13	23	15	16	27	94
4	19	14	17	29	33	112
5	17	16	23	17	31	104

② 認定等

ア 認定審査件数

※審査判定の結果、自立と判定された件数を含む。(件)

年度	申請区分	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区	介護保険課	合計
2	新規	340	595	652	613	761	47	3,008
	更新	352	440	533	542	606	238	2,711
	区分変更	148	187	286	234	293	69	1,217
	認定延長者	477	690	834	759	988	203	3,951
	合計	1,317	1,912	2,305	2,148	2,648	557	10,887
3	新規	409	680	744	573	762	49	3,217
	更新	287	348	478	502	576	159	2,350
	区分変更	166	216	305	261	328	87	1,363
	認定延長者	466	775	830	658	936	188	3,853
	合計	1,328	2,019	2,357	1,994	2,602	483	10,783
4	新規	381	611	752	641	781	44	3,210
	更新	464	537	861	865	1,028	326	4,081
	区分変更	165	261	278	232	297	67	1,300
	認定延長者	423	812	628	452	713	201	3,229
	合計	1,433	2,221	2,519	2,190	2,819	638	11,820
5	新規	429	646	758	689	853	59	3,434
	更新	796	1,307	1,286	1,067	1,457	378	6,291
	区分変更	150	247	301	221	334	80	1,333
	認定延長者	62	75	45	61	57	26	326
	合計	1,437	2,275	2,390	2,038	2,701	543	11,384

イ 認定者数(地区別)

(人)

年度	認定区分	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区	介護保険課	合計
2	要支援1	189	376	388	412	425	59	1,849
	要支援2	191	283	346	296	359	41	1,516
	要介護1	298	457	507	495	667	336	2,760
	要介護2	246	345	472	418	533	104	2,118
	要介護3	205	220	316	277	359	129	1,506
	要介護4	183	222	287	260	330	176	1,458
	要介護5	168	201	217	184	266	131	1,167
	合計	1,480	2,104	2,533	2,342	2,939	976	12,374
3	要支援1	204	348	374	370	416	57	1,769
	要支援2	185	278	338	283	328	32	1,444
	要介護1	333	545	634	551	765	118	2,946
	要介護2	249	366	464	402	520	92	2,093
	要介護3	195	258	309	279	336	121	1,498
	要介護4	200	253	295	277	350	179	1,554
	要介護5	167	217	221	172	262	132	1,171
	合計	1,533	2,265	2,635	2,334	2,977	731	12,475
4	要支援1	177	351	382	392	404	54	1,760
	要支援2	184	287	335	285	338	32	1,461
	要介護1	375	579	648	575	775	118	3,070
	要介護2	257	348	445	392	491	110	2,043
	要介護3	177	240	296	276	338	110	1,437
	要介護4	192	268	286	274	362	179	1,561
	要介護5	166	201	236	180	254	145	1,182
	合計	1,528	2,274	2,628	2,374	2,962	748	12,514
5	要支援1	199	365	382	370	419	57	1,792
	要支援2	196	346	361	329	410	26	1,668
	要介護1	395	556	634	563	744	108	3,000
	要介護2	264	375	467	424	527	94	2,151
	要介護3	172	232	291	268	325	126	1,414
	要介護4	178	279	273	253	354	166	1,503
	要介護5	140	211	256	193	270	142	1,212
	合計	1,544	2,364	2,664	2,400	3,049	719	12,740

ウ 認定者数（被保険者別）

(人)

年度	被保険者別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
2	1号被保険者	1,835	1,499	2,702	2,058	1,472	1,445	1,125	12,136
	(65歳以上75歳未満)	164	163	250	200	119	109	108	1,113
	(75歳以上)	1,671	1,336	2,452	1,858	1,353	1,336	1,017	11,023
	2号被保険者	14	17	58	60	34	13	42	238
	合計	1,849	1,516	2,760	2,118	1,506	1,458	1,167	12,374
3	1号被保険者	1,758	1,427	2,892	2,044	1,455	1,538	1,130	12,244
	(65歳以上75歳未満)	158	135	264	189	129	116	119	1,110
	(75歳以上)	1,600	1,292	2,628	1,855	1,326	1,422	1,011	11,134
	2号被保険者	11	17	54	49	43	16	41	231
	合計	1,769	1,444	2,946	2,093	1,498	1,554	1,171	12,475
4	1号被保険者	1,749	1,439	3,016	1,992	1,401	1,537	1,146	12,280
	(65歳以上75歳未満)	138	130	235	153	138	115	111	1,020
	(75歳以上)	1,611	1,309	2,781	1,839	1,263	1,422	1,035	11,260
	2号被保険者	11	22	54	51	36	24	36	234
	合計	1,760	1,461	3,070	2,043	1,437	1,561	1,182	12,514
5	1号被保険者	1,782	1,647	2,957	2,105	1,377	1,468	1,171	12,507
	(65歳以上75歳未満)	137	141	209	149	120	106	101	963
	(75歳以上)	1,645	1,506	2,748	1,956	1,257	1,362	1,070	11,544
	2号被保険者	10	21	43	46	37	35	41	233
	合計	1,792	1,668	3,000	2,151	1,414	1,503	1,212	12,740

エ 認定者数の割合（第1号被保険者に対する要介護等高齢者数の割合）

年度	2	3	4	5
出現率	21.6%	21.9%	22.0%	22.4%

(3) 認定調査員に対する研修

認定調査員が、公平・公正で適切な調査を実施するため、必要な知識と技術の修得および調査能力の向上を目的として実施している。

種 別	開催回数	主な内容	参加人数
認定調査員新規研修	eラーニング等により実施 (※1)	○要介護認定の概要 ○調査項目の解説 ○調査の留意点 ○特記事項の書き方	20人
認定調査員現任研修	2回 (※2)	・逆の視点（申請者や家族）でのPointの確認 ・グループワーク（調査員が同じ判断基準を持ち、同じLevelの結果を出すために、判断基準について話し合う等） ・判断に困る事例シーン集 等	83人

※1 今年度は東京都がeラーニング等により随時実施した。

※2 今年度は業務委託し、オンラインによる研修を2回実施した。

## 6 保険給付

### (1) サービスの種類

介護保険サービスは、要支援認定の者を対象とする介護予防サービスと、要介護認定の者を対象とする介護サービスに大別される。

#### ① 居宅介護（予防）サービス

##### ア 訪問・通所系サービス

###### (ア) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄の「身体介護」及び、調理、洗濯などの「生活援助」を行う。なお、要支援認定者への訪問介護（介護予防訪問介護）については、平成28年4月1日以降の要支援認定者は、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスに移行した。

###### (イ) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

居宅に入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、入浴介護を行う。

###### (ウ) 介護予防訪問看護・訪問看護

医師の指示により訪問看護ステーションなどの看護師などが居宅を訪問し、病状観察や床ずれ防止などの療養上の介護や診療の補助を行う。

###### (エ) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問して、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを行う。

###### (オ) 通所介護（デイサービス）

日帰りで通所する利用者に対して、食事や入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションなどを行う。なお、要支援認定者への通所介護（介護予防通所介護）については、平成28年4月1日以降の要支援認定者は、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスに移行した。なお、定員が18人以下の通所介護事業所については地域密着型通所介護である。

###### (カ) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

介護老人保健施設などで、通所する利用者に対してリハビリテーションを行う。

###### (キ) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いすや特殊ベッドなど、国が定める種目の福祉用具を貸与する。

###### ○要支援認定・要介護1認定 貸与対象品目

・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助杖 ・自動排泄処理装置（排尿用）

###### ○要介護2以上認定 貸与対象品目

・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品（マットレスなど） ・床ずれ防止用具（エアーマットなど） ・体位変換器 ・手すり ・歩行器 ・歩行補助杖 ・移動用リフト（つり具の部分は除く） ・スロープ ・認知症老人徘徊感知機器 ・自動排泄処理装置（要介護2、3は排尿用）

##### イ 短期入所サービス

###### (ア) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練などを行う。

###### (イ) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練・医療上のケアなどを行う。

## ウ その他のサービス

### (ア) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師などが通院困難な利用者の居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行う。

### (イ) 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等）の入居者に対し、介護サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の支援を行う。

## ② 地域密着型サービス

### ア 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症のかたを対象にしたデイサービス。

### イ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護が必要な認知症のかたが5人～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排泄などの日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを行う。要支援1のかたはこのサービスを利用できない。

### ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせ、多機能な介護サービスを行う。

### エ 地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設のうち、定員が29人以下の小規模な施設の入居者に対して入浴、排泄、食事などの介助や、その他日常生活上の介助、機能訓練などのサービスを行う。

### オ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設の入所者に対して、日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを行う。

### カ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員、看護師などが1日複数回を定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護サービスと看護サービスを一体的に行う。

### キ 夜間対応型訪問介護

定期巡回や随時通報システムを組み合わせ夜間専用の訪問介護を行う。

### ク 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に必要な応じて訪問看護を加えて、「通い」「訪問」「泊まり」「看護」の介護サービスを一体的に行う。

### ケ 地域密着型通所介護（デイサービス）

定員が18人以下のデイサービス施設で、通所者に対して食事や入浴などの日常生活上の介護や日常動作訓練などを行う。

## ③ 施設介護サービス

### ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や入浴、排泄などで常時介護が必要で自宅では介護が困難な者が入所する。日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを行う。

### イ 介護老人保健施設

病状が安定し、自宅へ戻ることができるようリハビリテーションに重点を置いたケアが必要な者が入所する。医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う。

### ウ 介護療養型医療施設（令和6年3月で廃止）

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とするかたのための施設。医療、療養上の管

理、看護などのサービスを行う。

エ 介護医療院（平成30年4月創設）

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設。介護療養型医療施設の転換施設。

④ 介護予防特定福祉用具購入費・特定福祉用具購入費の支給

入浴や排泄に使われる特定福祉用具の購入費を支給する。

○入浴補助用具（入浴用いす、浴室すのこ等）○簡易浴槽 ○移動用リフトのつり具部分 ○自動排泄処理装置の交換可能部分 ○腰掛便座 ○排泄予測支援機器

※令和6年4月から、福祉用具貸与の対象用具のうち、○固定用スロープ ○歩行器

（歩行車を除く）○単点杖（松葉づえを除く）○多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入して利用することが可能。

⑤ 介護予防住宅改修費・住宅改修費の支給

居室の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給する。

○廊下や階段、浴室等への手すりの取付け ○滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 ○スロープ等取付け、敷居撤去等による段差解消

○引き戸等への扉の取り替え・新設 ○洋式便器等への便器の取り替え、便器の位置・向きの変更

（2）給付の方法

① 現物給付

介護サービスを利用した際に、利用者がサービスに要した自己負担分をサービス提供事業者を支払い、保険給付分は事業者が保険者から受け取る給付方式をいう。

この方式を利用するためには、事前に介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成する等の一定の要件を満たしている必要がある。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設サービスも対象となる。

② 償還払い

サービスに要した費用を利用者が全額支払い、後から利用者の自己負担分を除き保険給付を受ける方式をいう。福祉用具の購入、住宅の改修等のサービスはこの方式が用いられる。ただし、一定の要件を満たした事業者については、「受領委任払い」として、利用者は自己負担分のみを事業者を支払い、事業者は利用者の自己負担分を除いた保険給付を保険者から直接受領する方式を利用することができる。

※介護保険負担割合は、平成27年度制度改正により、同年8月から自己負担分は1割または2割、保険給付分は9割または8割となった。また、平成30年度の制度改正により、同年8月から自己負担分は1割、2割または3割、保険給付分は9割、8割または7割となった。

年度	2		3		4		5	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
1割	9,525	77.5%	9,661	77.5%	9,735	77.8%	9,956	78.7%
2割	939	7.6%	981	7.9%	965	7.7%	890	7.0%
3割	1,824	14.8%	1,821	14.6%	1,815	14.5%	1,811	14.3%
合計	12,288	100.0%	12,463	100.0%	12,515	100.0%	12,657	100.0%

### (3) 介護給付・予防給付の実績

介護給付・予防給付は①～⑧に掲げる保険給付をいう。

利用者は介護保険サービス費用の1割、2割または3割を負担してサービスを利用する。

年度	①居宅介護(予防)サービス費等		②居宅介護(予防)サービス計画費		③施設介護サービス費		④特定入所者介護サービス費	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	261,374	11,761,271,540	73,156	1,000,174,520	15,218	4,221,556,590	7,225	274,293,892
3	273,511	12,311,672,511	75,605	1,067,611,135	15,689	4,375,116,159	6,627	236,460,589
4	279,048	12,392,144,101	76,234	1,089,440,706	15,520	4,312,344,918	6,232	204,296,690
5	287,350	12,807,896,315	76,960	1,099,813,898	15,574	4,402,391,752	6,263	202,337,939

#### ① 5年度サービス区分別給付状況

区 分	合 計		予 防 給 付	
	件 数	金 額	件 数	金 額
①居宅介護(予防)サービス費等	287,350	12,807,896,315	23,018	397,310,130
訪問通所サービス(小計)	154,395	6,445,558,114	14,761	210,537,816
訪問介護	33,796	2,117,569,135	-	-
訪問入浴介護	2,220	145,882,582	0	0
訪問看護	35,679	1,737,411,280	4,242	121,783,496
訪問リハビリテーション	2,136	93,567,297	300	9,458,582
通所介護	21,056	1,500,649,064	-	-
通所リハビリテーション	3,234	118,860,129	797	26,229,120
福祉用具貸与	56,274	731,618,627	9,422	53,066,618
短期入所サービス(小計)	5,027	360,195,179	73	2,540,142
短期入所生活介護	4,892	343,400,042	73	2,540,142
短期入所療養介護(老健)	135	16,795,137	0	0
短期入所療養介護(療養型医療施設)	0	0	0	0
地域密着型サービス(小計)	22,214	2,239,663,266	121	9,306,541
認知症対応型通所介護	1,102	115,173,042	18	467,268
認知症対応型共同生活介護	3,042	836,943,425	7	1,745,763
小規模多機能型居宅介護	1,662	358,012,990	96	7,093,510
夜間対応型訪問介護	388	12,995,534	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	-
地域密着型通所介護	15,416	764,011,130	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	273	47,639,011	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	331	104,888,134	-	-
その他のサービス(小計)	105,714	3,762,479,756	8,063	174,925,631
居宅療養管理指導	89,081	639,411,603	6,255	40,927,848
特定施設入居者生活介護	16,633	3,123,068,153	1,808	133,997,783
②居宅介護(予防)サービス計画費	76,960	1,099,813,898	12,568	65,194,577
③施設介護サービス費	15,574	4,402,391,752	-	-
介護老人福祉施設	12,344	3,443,185,758	-	-
介護老人保健施設	2,788	801,551,853	-	-
介護療養型医療施設	61	20,103,825	-	-
介護医療院	381	137,550,316	-	-
④特定入所者介護サービス費	6,263	202,337,939	4	8,174
⑤高額介護(予防)サービス費(※)	36,752	603,674,272	343	656,997
⑥高額医療合算介護サービス費	2,670	113,661,433	0	0
⑦福祉用具購入費	907	31,597,564	161	4,496,011
⑧住宅改修費	630	52,708,016	214	18,603,280
計	427,106	19,314,081,189	36,308	486,269,169

(※) 高額介護(予防)サービス費

同じ世帯(一人世帯も含む)で同月内の利用者負担の合計額が高額になった場合、基準額を超えた額を支給する。

年度	⑤高額介護（予防）サービス費		⑥高額医療合算介護サービス費		⑦福祉用具購入費		⑧住宅改修費	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	38,095	699,243,017	2,575	112,102,888	929	28,876,709	688	57,230,578
3	37,793	664,552,115	2,650	113,045,632	980	30,605,516	657	52,897,809
4	36,129	587,657,591	2,729	112,344,569	939	29,274,300	706	56,697,152
5	36,752	603,674,272	2,670	113,661,433	907	31,597,564	630	52,708,016

金額：円

介護給付		1件あたり給付額
件数	金額	
264,332	12,410,586,185	44,572
139,634	6,235,020,298	41,747
33,796	2,117,569,135	62,657
2,220	145,882,582	65,713
31,437	1,615,627,784	48,696
1,836	84,108,715	43,805
21,056	1,500,649,064	71,269
2,437	92,631,009	36,753
46,852	678,552,009	13,001
4,954	357,655,037	71,652
4,819	340,859,900	70,196
135	16,795,137	124,408
0	0	0
22,093	2,230,356,725	100,822
1,084	114,705,774	104,513
3,035	835,197,662	275,129
1,566	350,919,480	215,411
388	12,995,534	33,494
0	0	0
15,416	764,011,130	49,560
273	47,639,011	174,502
331	104,888,134	316,883
97,651	3,587,554,125	35,591
82,826	598,483,755	7,178
14,825	2,989,070,370	187,763
64,392	1,034,619,321	14,291
15,574	4,402,391,752	282,676
12,344	3,443,185,758	278,936
2,788	801,551,853	287,501
61	20,103,825	329,571
381	137,550,316	361,024
6,259	202,329,765	32,307
36,409	603,017,275	16,426
2,670	113,661,433	42,570
746	27,101,553	34,837
416	34,104,736	83,664
390,798	18,827,812,020	45,221

金額：円

年度	合計（①～⑧）	
	件数	金額
2	399,260	18,154,749,734
3	413,512	18,851,961,466
4	417,537	18,784,200,027
5	427,106	19,314,081,189

○居宅サービスの支給限度額に対する利用率  
(5年度平均)

区分	支給限度額 単位数(A)	平均給付 単位数(B)	利用率 (B/A)
要支援1	5,032	1,936	38.5%
要支援2	10,531	3,253	30.9%
要介護1	16,765	6,289	37.5%
要介護2	19,705	9,728	49.4%
要介護3	27,048	14,958	55.3%
要介護4	30,938	18,824	60.8%
要介護5	36,217	24,422	67.4%
平均	18,956	9,370	49.4%

○高額介護（予防）サービス費の基準額 令和3年8月利用分から住民税課税世帯は年収により区分が細分化された。

区 分	基準額（世帯単位）
住民税課税世帯 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
住民税課税世帯 課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円
住民税課税世帯 住民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円
住民税非課税世帯（下の者を除く）	24,600円
生活保護受給者、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、住民税非課税世帯で合計所得＋課税年金収入額が80万円以下の者	15,000円（個人）

## ②福祉用具・住宅改修

### ア 福祉用具購入費の支給

1年間で10万円(保険給付額9万円、8万円または7万円)までの福祉用具の購入費を支給する。

福祉用具購入費の支給対象	件数			
	2年度	3年度	4年度	5年度
腰掛便座	220	238	216	208
自動排泄処理装置の交換可能部品	0	3	1	0
排泄予測支援機器			0	0
入浴補助用具	848	879	823	848
簡易浴槽	0	0	0	0
移動用リフトのつり具	2	4	4	4
合計	1,070	1,124	1,044	1,060

※4年度から「排泄予測支援機器」が支給対象として追加された。

### イ 住宅改修費の支給

現に居住している住所地の住宅について20万円(保険給付額18万円、16万円または14万円)までの改修費を支給する。

住宅改修費の支給対象工事	件数			
	2年度	3年度	4年度	5年度
手すりの取付け	651	607	652	594
段差解消	54	60	58	46
床材変更	48	40	38	31
扉の取替え	80	67	49	67
洋式便器への取替え、便器の位置・向きの変更	6	6	6	4
合計	839	780	803	742

## (4) 利用料軽減制度

低所得者に対する施設サービスの食費・居住費の減額制度や、居宅サービス利用料の軽減制度。

### ①旧措置減免・特定入所者介護サービス費(特定負担限度額認定) <介護保険特別会計事業>

介護保険制度開始前から入所している旧措置入所者について、介護保険の利用者負担額が従前の額を上回らないよう負担額を軽減する。また、食費・居住費に負担上限額を設定する。

年度	旧措置減免認定者数	特定負担限度額認定における利用者負担段階別認定者数				
		年度	第1段階	第2段階	第3段階	計
2	3人	2	1人	5人	2人	8人
3	2人	3	0人	5人	2人	7人
4	1人	4	1人	3人	0人	4人
5	1人	5	1人	3人	0人	4人

### ②特定入所者介護サービス費(負担限度額認定) <介護保険特別会計事業>

低所得者が施設等に支払う食費・居住費(滞在費)に負担上限額を設定する。

年度	負担限度額認定における利用者負担段階別認定者数					
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	特例減額措置(第3段階②)	計
2	146人	190人	410人		0人	746人
3	10人	14人	65人		0人	89人
	121人	134人	100人	206人	0人	561人
4	117人	144人	112人	246人	0人	619人
5	115人	144人	117人	237人	0人	613人

※死亡・転出者等の喪失者を除く。

#### 【近年の制度改正】

3年度…第3段階について、利用者負担段階判定で対象となる年金収入等及び預貯金等の基準額が細分化された。

③社会福祉法人等利用者負担軽減制度 <一般会計事業>

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム入所者で年間収入と預金等が基準以下のかたに対し、利用者負担額・食費・居住費を減額する。

年度	実施施設数	認定者数
2	10	15人
3	12	20人
4	13	18人
5	14	19人

※死亡・転出者等の喪失者を除く。

④介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減制度(目黒区独自の利用者負担軽減制度)

<一般会計事業>

対象要件をすべて満たすかたについて利用者負担額を2分の1に軽減する。

【対象要件】

- ア 住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額が0円であること。または、公的年金等控除後及び給与所得控除後の合計所得金額が10万円以内であること。
- イ 本人が税法上の被扶養者である場合は、扶養者が住民税非課税であること。
- ウ 同住所地に居住する本人の兄弟姉妹、直系血族(子、孫など)が住民税非課税であること。
- エ 生活保護受給者でないこと。

年度	認定者数	支給件数	助成額
2	352人	5,103件	15,551,684円
3	343人	5,698件	18,616,083円
4	373人	5,476件	17,110,919円
5	350人	5,508件	16,641,307円

※死亡・転出者等の喪失者を除く。

【軽減対象サービス】

- 17年度まで……訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護
- 18年4月追加…訪問介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護
- 19年4月追加…小規模多機能型居宅介護
- 19年10月追加…夜間対応型訪問介護以外の対象事業に全て介護予防を含む
- 24年4月追加…定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス
- 27年4月変更…複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に名称変更
- 28年4月追加…地域密着型通所介護、総合事業の一部

※軽減対象サービス事業数…予防給付8、介護給付14、総合事業2

## 7 経理状況

### (1) 介護保険特別会計

介護保険事業に関する収支は、特別会計を設けて行われている。

令和5年度の執行状況は、下記のとおりである。

歳入：22,181,903,015円（調定額に対する収入率 99.3%）

歳出：21,708,315,400円（予算現額に対する支出率 97.6%）

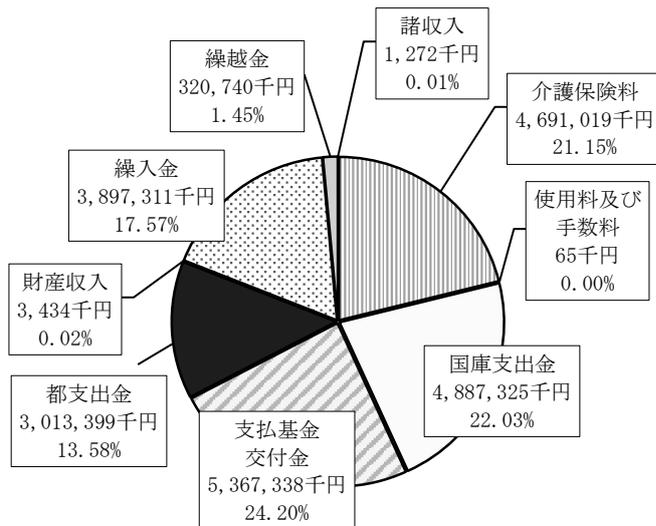
#### ① 歳入

科 目	5年度					備考
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入済額 構成比	
	円	円	円	円	%	還付未済額
介護保険料	4,849,905,348	4,691,018,777	24,030,664	149,156,467	21.15	14,300,560円
使用料及び手数料	65,100	65,100	0	0	0.00	
国庫支出金	4,887,324,591	4,887,324,591	0	0	22.03	
介護給付費負担金	3,696,431,001	3,696,431,001	0	0	16.66	
国庫補助金	1,190,893,590	1,190,893,590	0	0	5.37	
調整交付金	878,918,000	878,918,000	0	0	3.96	
地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	109,135,400	109,135,400	0	0	0.49	
地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	149,031,190	149,031,190	0	0	0.67	
保険者機能強化推進交付金	21,705,000	21,705,000	0	0	0.10	
保険者努力支援交付金	28,871,000	28,871,000	0	0	0.13	
災害特例臨時補助金	2,000	2,000	0	0	0.00	
事務費補助金	3,231,000	3,231,000	0	0	0.01	
支払基金交付金	5,367,338,236	5,367,338,236	0	0	24.20	
介護給付費交付金	5,219,981,236	5,219,981,236	0	0	23.53	
地域支援事業支援交付金	147,357,000	147,357,000	0	0	0.66	
都支出金	3,013,398,219	3,013,398,219	0	0	13.58	
介護給付費負担金	2,866,589,000	2,866,589,000	0	0	12.92	
都補助金	146,809,219	146,809,219	0	0	0.66	
総務費補助金	4,084,000	4,084,000	0	0	0.02	
地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	68,209,625	68,209,625	0	0	0.31	
地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	74,515,594	74,515,594	0	0	0.34	
財産収入	3,434,274	3,434,274	0	0	0.02	
繰入金	3,897,311,240	3,897,311,240	0	0	17.57	
一般会計繰入金	3,615,887,240	3,615,887,240	0	0	16.30	
介護給付費繰入金	2,468,311,000	2,468,311,000	0	0	11.13	
地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	68,209,000	68,209,000	0	0	0.31	
地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	74,509,000	74,509,000	0	0	0.34	
低所得者保険料軽減繰入金	217,404,240	217,404,240	0	0	0.98	
その他一般会計繰入金	787,454,000	787,454,000	0	0	3.55	
基金繰入金	281,424,000	281,424,000	0	0	1.27	
介護給付費等準備基金繰入金	281,424,000	281,424,000	0	0	1.27	
繰越金	320,740,113	320,740,113	0	0	1.45	
諸収入	7,722,419	1,272,465	0	6,449,954	0.01	
延滞金、加算金及び過料	1,842,844	0	0	1,842,844	0.00	
預金利子	50,021	50,021	0	0	0.00	
雑入	5,829,554	1,222,444	0	4,607,110	0.01	
歳入合計	22,347,239,540	22,181,903,015	24,030,664	155,606,421	100.00	

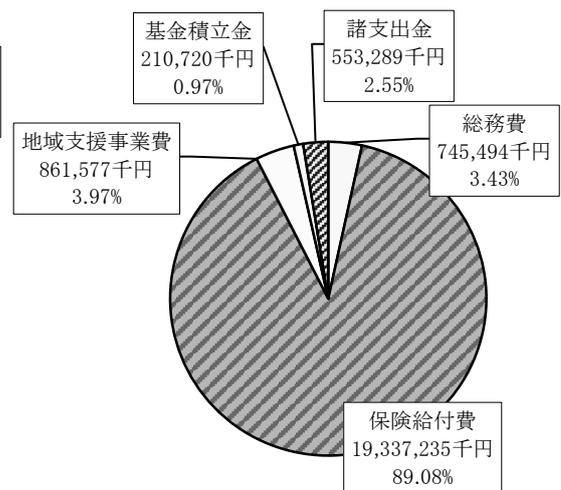
## ② 歳出

科 目	5 年度				備考
	予算現額	支出済額	執行率	支出済額 構 成 比	
総務費	775,176,000	745,494,026	96.17	3.43	
総務管理費	647,787,000	630,097,813	97.27	2.90	
徴収費	18,745,000	15,549,730	82.95	0.07	
介護認定審査会費	108,644,000	99,846,483	91.90	0.46	
保険給付費	19,753,798,998	19,337,234,776	97.89	89.08	
介護サービス等諸費	18,290,665,000	17,908,803,547	97.91	82.50	
介護予防サービス等諸費	485,603,998	485,603,998	100.00	2.24	
高額介護サービス等費	629,109,000	603,674,272	95.96	2.78	
高額医療合算介護サービス等費	115,774,000	113,661,433	98.18	0.52	
特定入所者介護サービス等費	209,036,000	202,337,939	96.80	0.93	
その他諸費	23,611,000	23,153,587	98.06	0.11	
地域支援事業費	932,965,186	861,576,846	92.35	3.97	
介護予防・日常生活支援総合事業	541,845,000	474,596,437	87.59	2.19	
包括的支援事業・任意事業	382,556,000	378,468,868	98.93	1.74	
その他諸費	8,564,186	8,511,541	99.39	0.04	
基金積立金	210,720,510	210,720,510	100.00	0.97	
公債費	1,000	0	-	0.00	
諸支出金	555,197,000	553,289,242	99.66	2.55	
償還金及び還付金	337,023,000	335,115,242	99.43	1.54	
繰出金	218,174,000	218,174,000	100.00	1.01	
予備費	13,629,306	0	-	0.00	
歳出合計	22,241,488,000	21,708,315,400	97.60	100.00	

収入済額構成割合



支出済額構成割合



\* グラフ中の千円単位については、歳入歳出合計の千円単位に合うよう概ね四捨五入で調整。

\* 端数処理の関係で構成比の単純合計は100%とならないことがある。

※ 表及びグラフ中の「介護保険料」とは第1号被保険者の介護保険料をいい、「支払基金交付金」とは第2号被保険者の介護保険料をいう。

③ 歳入歳出決算額の推移 \*千円単位については、歳入歳出合計の千円単位に合うよう概ね四捨五入で調整。

【歳入】

(単位：上段…千円、下段…%)

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度						
		収入済額	収入済額	収入済額	収入済額	充 当 先					
						総務費	保険給付費	地域支援 事業費	財政安定化 基金拠出金	基 金 積立金	前年度交付超過 額返還金等
介護保険料	金 額	4,682,178	4,651,609	4,676,587	4,691,019	0	4,339,490	200,171	0	143,515	7,843
	前年比	98.6	99.3	100.5	100.3						
使用料及び 手数料	金 額	78	65	84	65	65	0	0	0	0	0
	前年比	123.8	83.3	129.2	77.4						
国庫支出金	金 額	4,492,588	4,660,970	4,806,495	4,887,325	3,231	4,552,885	330,643	0	566	0
	前年比	105.2	103.7	103.1	101.7						
支払基金 交付金	金 額	5,060,711	5,278,743	5,237,915	5,367,338	0	5,213,808	147,357	0	6,173	0
	前年比	101.3	104.3	99.2	102.5						
都支出金	金 額	2,822,679	2,900,929	2,922,605	3,013,399	4,084	2,866,589	142,726	0	0	0
	前年比	100.9	102.8	100.7	103.1						
財産収入	金 額	2,041	1,993	2,383	3,434	0	0	0	0	3,434	0
	前年比	183.4	97.6	119.6	144.1						
繰入金	金 額	3,405,294	3,554,080	3,635,934	3,897,311	787,454	2,685,250	142,718	0	465	281,424
	前年比	103.3	104.4	102.3	107.2						
繰越金	金 額	273,778	584,618	304,341	320,740	150	0	0	0	0	320,590
	前年比	35.5	213.5	52.1	105.4						
諸収入	金 額	2,958	1,110	3,159	1,272	52	1,155	65	0	0	0
	前年比	44.7	37.5	284.6	40.3						
歳入合計	金 額	20,742,305	21,634,117	21,589,503	22,181,903	795,036	19,659,177	963,680	0	154,153	609,857
	前年比	99.3	104.3	99.8	102.7						

【歳出】

(単位：上段…千円、下段…%)

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度
総務費	金 額	707,121	713,495	720,276	745,494
	前年比	100.0	100.9	101.0	103.5
保険給付費	金 額	18,176,077	18,874,193	18,806,792	19,337,235
	前年比	101.5	103.8	99.6	102.8
財政安定化 基金拠出金	金 額	0	0	0	0
	前年比	-	-	-	-
地域支援 事業費	金 額	827,895	820,025	833,692	861,577
	前年比	90.1	99.0	101.7	103.3
基金積立金	金 額	228,033	606,687	611,559	210,720
	前年比	31.4	266.1	100.8	34.5
諸支出金	金 額	218,562.0	315,376	296,444	553,289
	前年比	60.2	144.3	94.0	186.6
歳出合計	金 額	20,157,688	21,329,776	21,268,763	21,708,315
	前年比	97.8	105.8	99.7	102.1

【参考】

保険給付費最終負担額

(単位：上段…千円、下段…%)

区 分		2年度	3年度	4年度	5年度
介護保険料	金額	4,100,450	4,184,019	4,162,949	4,337,861
	構成比	22.56	22.17	22.14	22.43
介護給付費等 準備基金繰入金	金額	0	0	0	0
	構成比	0.00	0.00	0.00	0.00
国庫支出金	金額	4,033,387	4,280,075	4,271,497	4,336,824
	構成比	22.19	22.68	22.71	22.43
支払基金交付金	金額	4,906,760	5,095,761	5,077,008	5,219,000
	構成比	27.00	27.00	27.00	26.99
都支出金	金額	2,645,193	2,738,473	2,725,219	2,802,325
	構成比	14.55	14.51	14.49	14.49
区一般会計 繰入金	金額	2,487,396	2,574,860	2,567,060	2,633,619
	構成比	13.68	13.63	13.64	13.62
諸収入	金額	2,891	1,004	3,058	7,605
	構成比	0.02	0.01	0.02	0.04
歳入合計	金額	18,176,077	18,874,193	18,806,792	19,337,235
	構成比	100.00	100.00	100.00	100.00

※区一般会計繰入金には、低所得者保険料軽減繰入金を含む。

地域支援事業費最終負担額

(単位：上段…千円、下段…%)

区 分		2年度		3年度		4年度		5年度	
		介護予防・日常生活 支援総合事業	包括の支援事 業・任意事業	介護予防・日常生活 支援総合事業	包括の支援事 業・任意事業	介護予防・日常生活 支援総合事業	包括の支援事 業・任意事業	介護予防・日常生活支 援総合事業	包括の支援事 業・任意事業
介護保険料	金額	108,532	84,889	104,945	83,032	105,751	86,467	112,067	88,103
	構成比	23.65	23.00	22.86	23.00	23.10	23.00	23.42	23.00
介護給付費等 準備基金繰入金	金額	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00
国庫支出金	金額	111,682	142,097	115,363	138,988	113,943	144,737	117,591	147,477
	構成比	24.34	38.50	25.13	38.50	24.89	38.50	24.57	38.50
支払基金交付金	金額	123,870	-	123,923	-	123,578	-	129,182	-
	構成比	27.00	-	27.00	-	27.00	-	27.00	-
都支出金	金額	57,347	71,048	57,372	69,494	57,212	72,369	59,807	73,739
	構成比	12.50	19.25	12.50	19.25	12.50	19.25	12.50	19.25
一般会計繰入金	金額	57,347	71,048	57,372	69,494	57,212	72,369	59,807	73,739
	構成比	12.50	19.25	12.50	19.25	12.50	19.25	12.50	19.25
諸収入	金額	34	0	42	0	53	0	65	0
	構成比	0.01	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00
歳入合計	金額	458,813	369,082	459,018	361,007	457,750	375,941	478,518	383,058
	構成比	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(2) 介護給付費等準備基金

(単位：円)

	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
現在高	2,065,907,599	2,672,594,677	3,279,092,535	3,208,389,045
増減額	228,032,571	606,687,078	606,497,858	△70,703,490

(3) 介護保険特別会計及び介護給付費等準備基金の歳入歳出充当関係

介護保険特別会計の歳入については、科目ごとに用途が限定されている。その歳入歳出の充当関係は次のとおりである。

歳 入			歳 出 (充当先)
款	項	目	款
保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	保険給付費、財政安定化基金拠出金、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金（保険料還付金）
使用料及び手数料	手数料	総務手数料	総務費
国庫支出金	国庫負担金	介護給付費負担金	保険給付費
		調整交付金	保険給付費、地域支援事業費
	国庫補助金	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	地域支援事業費
		地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	地域支援事業費
		保険者機能強化推進交付金	地域支援事業費
		保険者努力支援交付金	地域支援事業費
		災害特例臨時補助金	保険給付費、総務費
		事務費補助金	総務費
支払基金交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金	保険給付費
		地域支援事業支援交付金	地域支援事業費
都支出金	都負担金	介護給付費負担金	保険給付費
		総務費補助金	総務費
	都補助金	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	地域支援事業費
		地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	地域支援事業費
		財政安定化基金支出金	交付金
財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	基金積立金
	財産売払収入	物品売払収入	総務費
繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	保険給付費
		地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	地域支援事業費
		地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	地域支援事業費
		その他一般会計繰入金	総務費
		低所得者保険料軽減繰入金	保険給付費
	基金繰入金	介護給付費等準備基金繰入金	保険給付費、地域支援事業費
繰越金	繰越金	繰越金	総務費、基金積立金、諸支出金
諸収入	延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	総務費
		第1号被保険者加算金	総務費
		過料	総務費
		不正利得加算金	保険給付費
	預金利子	預金利子	総務費
	雑入	第三者納付金	保険給付費
		返納金	保険給付費
雑入		総務費、保険給付費、地域支援事業費	

(4) 一般会計（介護保険関連）

【歳入】

科 目	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	収入済額	前年比	収入済額	前年比	収入済額	前年比	収入済額	前年比	収入済額	前年比
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
国庫支出金	(61,786,296)	351.20	(107,559,504)	174.08	(108,294,696)	100.68	(108,482,640)	100.17	(108,702,120)	100.20
地域介護・福祉空間整備等事業費	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
低所得者保険料軽減負担金	61,786,296	351.20	107,559,504	174.08	108,294,696	100.68	108,482,640	100.17	108,702,120	100.20
都支支出金	(37,915,148)	243.66	(62,690,752)	165.34	(63,870,348)	101.88	(64,431,320)	100.88	(64,078,060)	99.45
低所得者保険料軽減負担金	30,893,148	351.20	53,779,752	174.08	54,147,348	100.68	54,241,320	100.17	54,351,060	100.20
介護保険利用者負担軽減措置費補助金	443,000	141.99	593,000	133.86	1,030,000	173.69	1,545,000	150.00	1,056,000	68.35
介護予防地域づくり推進事業	6,579,000	101.97	8,318,000	126.43	8,693,000	104.51	8,645,000	99.45	8,671,000	100.30
財産収入	(4,105,752)	104.17	(4,215,243)	102.67	(4,282,497)	101.60	(4,382,526)	102.34	(4,413,954)	100.72
旧中根西高齢者ふれあいの家建物賃貸料	4,105,752	104.17	4,215,243	102.67	4,282,497	101.60	4,382,526	102.34	4,413,954	100.72
繰入金	(87,317,000)	74.39	(97,262,000)	111.39	(97,615,000)	100.36	(147,901,000)	151.51	(218,174,000)	147.51
介護保険特別会計繰入金	87,317,000	74.39	97,262,000	111.39	97,615,000	100.36	147,901,000	151.51	218,174,000	147.51
諸収入	3,892	194.600	703	18.06	122	17.35	2	1.64	2	100.00
歳入合計	191,128,088	123.72	271,728,202	142.17	274,062,663	100.86	325,197,488	118.66	395,368,136	121.58

※（ ）は介護保険関連経費のみの合計額

【歳出】

科 目	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	支出済額	前年比								
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
健康福祉費	-	/	-	/	-	/	-	/	-	/
高齢福祉総務費	(30,888)	65.97	(0)	皆減	(0)	0.00	(0)	0.00	(0)	0.00
介護保険事業一般管理	30,888	65.97	0	皆減	0	0.00	0	0.00	0	0.00
高齢福祉事業費	(22,721,480)	99.08	(65,802,385)	289.60	(33,146,990)	50.37	(58,458,973)	176.36	(73,734,112)	126.13
介護保険利用者負担減額補助事業	16,347,353	108.05	16,556,790	101.28	20,305,568	122.64	19,061,858	93.88	18,740,574	98.31
低所得利用者負担額軽減	15,534,991	106.44	15,551,684	100.11	18,616,083	119.70	17,110,919	91.91	16,641,307	97.26
社会福祉法人等施設利用者負担軽減補助	812,362	152.07	1,005,106	123.73	1,689,485	168.09	1,950,939	115.48	2,099,267	107.60
介護予防地域づくり推進事業	6,374,127	81.69	8,733,145	137.01	8,584,892	98.30	8,621,415	100.43	8,870,438	102.89
地域の支え合い活動推進事業	0	0.00	49,000	皆増	0	皆減	0	0.00	0	0.00
介護サービス事業者特別給付金	0	0.00	38,100,000	皆増	0	皆減	0	0.00	0	0.00
介護サービス事業者助成	0	0.00	2,363,450	皆増	3,366,530	142.44	30,025,700	891.89	46,123,100	153.61
新型コロナウイルス感染症ワクチン会場移動支援事業	0	0.00	0	0.00	890,000	皆増	750,000	84.27	0	0.00
介護保険特別会計繰出金	3,296,510,000	105.15	3,405,294,000	103.30	3,554,079,640	104.37	3,630,873,280	102.16	3,615,887,240	99.59
介護保険特別会計繰出金	3,296,510,000	105.15	3,405,294,000	103.30	3,554,079,640	104.37	3,630,873,280	102.16	3,615,887,240	99.59
介護給付費繰出金	2,284,158,000	102.33	2,302,045,000	100.78	2,420,865,000	105.16	2,484,655,000	102.64	2,468,311,000	99.34
地域支援事業費繰出金	152,185,000	102.79	140,977,000	92.64	142,566,000	101.13	150,465,000	105.54	142,718,000	94.85
職員給与費等繰出金	392,909,000	101.34	503,338,000	128.11	494,341,000	98.21	485,879,000	98.29	500,432,000	103.00
その他繰出金	342,069,000	102.46	244,703,000	71.54	278,593,000	113.85	292,909,000	105.14	287,022,000	97.99
低所得者保険料軽減繰出金	125,189,000	376.03	214,231,000	171.13	217,714,640	101.63	216,965,280	99.66	217,404,240	100.20
介護保険関連歳出合計	3,319,262,368	105.11	3,471,096,385	104.57	3,587,226,630	103.35	3,689,332,253	102.85	3,689,621,352	100.01

※（ ）は介護保険関連経費のみの合計額

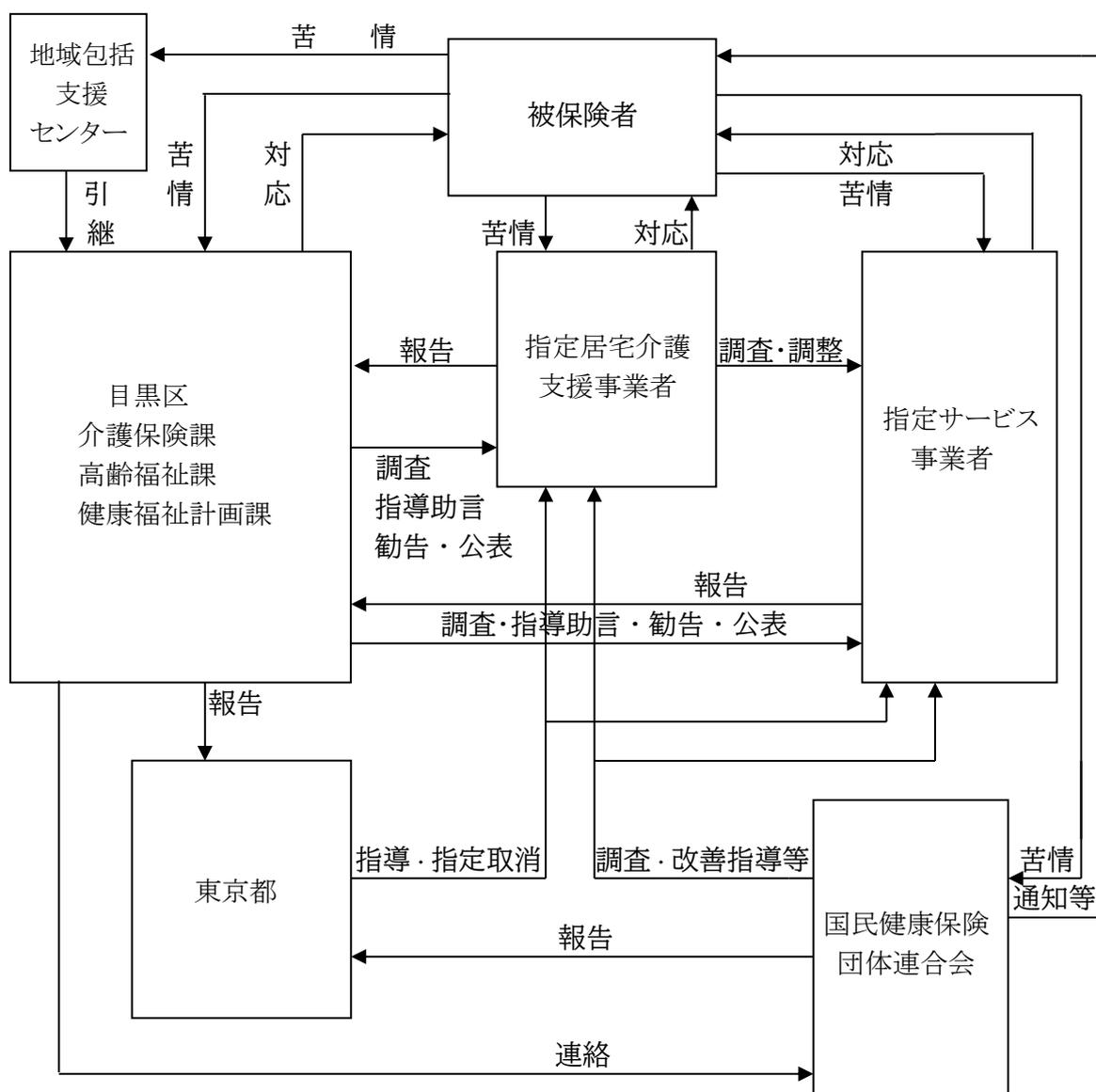
## 8 利用者保護

区では、介護保険課及び高齢福祉課で、介護保険に関する苦情を受け付けている。  
また、地域包括支援センターにおいても苦情を受け付けている。

〔受付窓口〕

制度全般、保険料、給付等に関する苦情……介護保険課  
認定に関する苦情……介護保険課（認定審査係、認定調査係）  
サービスに関する苦情……介護保険課、高齢福祉課

### (1) 介護保険サービスにおける苦情対応の基本的な流れ



※地域密着型サービス及び居宅介護支援の指定取消などは目黒区が行う。

## (2) 苦情相談種類別件数

(件)

種類別内訳	年度・月			5年度												計
	2年度	3年度	4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 要介護認定	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
2 保険料	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 ケアプラン(※2)	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	4
4 サービス供給量	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
5 介護報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 その他制度上の問題	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 行政の対応	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
8 サービス提供、保険給付	25	17	11	2	1	2	4	1	1	4	3	1	1	1	2	23
9 その他	0	6	8				1		1			1			1	4
総件数(※1)	28	27	23	3	1	2	5	3	3	5	4	3	1	2	3	35

※1 即時的な対応で解決したものなど、軽微な苦情は含まない。

※2 「3ケアプラン」は制度上の問題

上記表中「8 サービス提供、保険給付」の内訳

サービスごとの内訳	2年度		3年度		4年度		5年度	
	件	%	件	%	件	%	件	%
① 居宅介護支援	10	40.0	5	29.4	2	18.2	2	8.7
② 訪問介護	2	8.0	6	35.3	3	27.3	3	13.0
③ 訪問入浴介護	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
④ 訪問看護	1	4.0	0	0.0	0	0.0	4	17.4
⑤ 訪問リハビリテーション	1	4.0	0	0.0	0	0.0		0.0
⑥ 居宅療養管理指導	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
⑦ 通所介護	4	16.0	2	11.8	2	18.2	8	34.8
⑧ 通所リハビリテーション	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
⑨ 短期入所生活介護	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	8.7
⑩ 短期入所療養介護	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
⑪ 認知症対応型共同生活介護	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.4
⑫ 特定施設入所者生活介護	1	4.0	0	0.0	0	0.0		0.0
⑬ 福祉用具貸与	0	0.0	0	0.0	1	9.1		0.0
⑭ 福祉用具購入	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
⑮ 住宅改修	0	0.0	1	5.9	0	0.0		0.0
⑯ 介護老人福祉施設	1	4.0	1	5.9	1	9.1	1	4.4
⑰ 介護老人保健施設	1	4.0	0	0.0	1	9.1	2	8.7
⑱ 介護療養型施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
⑲ その他	4	16.0	2	11.8	1	9.1		0.0
計	25	100	17	100.0	11	100.0	23	100.0

## 9 趣旨普及

介護保険制度の趣旨の普及を図るため、区では介護保険に関するパンフレットなどを発行している。

介護保険総合パンフレットは年度ごとに発行し、区役所や包括支援センターで配布するほか、相談の際には説明資料として活用している。また、小冊子「わたしたちの介護保険」は被保険者証や保険料通知書等の送付時に同封した。

2年度	内 容
○介護保険総合パンフレット 「あなたと歩む介護保険」	介護保険全般(保険料・認定・介護サービス・総合事業等)について
○小冊子「わたしたちの介護保険」	介護保険(保険証・保険料・認定・介護サービス)について
○ホームページ「介護保険」	介護保険の制度、保険料、サービス等について
○ホームページ「介護保険関連リンク集」	介護事業所・生活関連情報検索/介護サービス情報公表システム(厚生労働省、東京都)等へのリンク
○医療・介護資源情報提供システム	医療機関や介護事業者等の情報について

3年度	内 容
○介護保険総合パンフレット 「あなたと歩む介護保険」	介護保険全般(保険料・認定・介護サービス・総合事業等)について
○小冊子「わたしたちの介護保険」	介護保険(保険証・保険料・認定・介護サービス)について
○ホームページ「介護保険」	介護保険の制度、保険料、サービス等について
○ホームページ「介護保険関連リンク集」	介護事業所・生活関連情報検索/介護サービス情報公表システム(厚生労働省、東京都)等へのリンク
○医療・介護資源情報提供システム	医療機関や介護事業者等の情報について

4年度	内 容
○介護保険総合パンフレット 「あなたと歩む介護保険」	介護保険全般(保険料・認定・介護サービス・総合事業等)について
○小冊子「わたしたちの介護保険」	介護保険(保険証・保険料・認定・介護サービス)について
○ホームページ「介護保険」	介護保険の制度、保険料、サービス等について
○ホームページ「介護保険関連リンク集」	介護事業所・生活関連情報検索/介護サービス情報公表システム(厚生労働省、東京都)等へのリンク
○医療・介護資源情報提供システム	医療機関や介護事業者等の情報について

5年度	内 容
○介護保険総合パンフレット 「あなたと歩む介護保険」	介護保険全般(保険料・認定・介護サービス・総合事業等)について
○小冊子「わたしたちの介護保険」	介護保険(保険証・保険料・認定・介護サービス)について
○ホームページ「介護保険」	介護保険の制度、保険料、サービス等について
○ホームページ「介護保険関連リンク集」	介護事業所・生活関連情報検索/介護サービス情報公表システム(厚生労働省、東京都)等へのリンク
○医療・介護資源情報提供システム	医療機関や介護事業者等の情報について

※令和2年度より稼働の医療・介護資源情報提供システムは福祉総合課が担当している。

## 10 介護サービス基盤

### (1) 区内種類別介護保険サービス指定事業所数(※1)

種 別	居宅サービス ※2											施設サービス			計
	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション ※3	通所介護	通所リハビリテーション ※3	短期入所生活介護	短期入所療養介護 ※3	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	
2年度	72	52	5	29	1	26	2	7	1	17	7	7	2	1	229
3年度	69	51	5	31	1	25	2	9	1	18	8	8	2	1	231
4年度	67	56	5	32	1	24	2	9	1	20	8	9	2	1	237
5年度	63	55	5	32	1	25	1	7	0	20	9	9	1	1	229

※1 東京都福祉保健局「介護サービス情報公表システム」より、各年度末時点で所在地が目黒区の事業所を抽出・集計。

※2 居宅サービスは介護予防サービスを含み、地域密着型サービスは含まない。

※3 みなし指定の医療機関の数を含まない。

### (2) 目黒区が指定した区内地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所数

種 別		介護予防支援	地域密着型サービス									計
			地域密着型通所介護 ※1	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護 ※1	小規模多機能型居宅介護 ※2	夜間対応型訪問介護 ※3	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	訪問介護看護	定期巡回・随時対応型(複合型サービス) ※2	
2年度	事業所数	5	35	14	4	6	1	0	0	3	1	69
	利用定員	-	495	270	39	166	-	0	0	-	29	999
3年度	事業所数	5	35	14	5	6	1	0	0	3	2	71
	利用定員	-	485	270	51	166	-	0	0	-	58	1,030
4年度	事業所数	5	32	14	5	6	1	0	0	3	2	68
	利用定員	-	470	270	51	166	-	0	0	-	58	1,015
5年度	事業所数	5	30	14	5	6	1	0	0	2	2	65
	利用定員	-	453	270	51	166	-	0	0	-	58	998

※1 1日の利用定員である。

※2 利用定員は、登録定員である。

※3 実施する事業所数のみ表記し、利用定員は定めていない。

(3) 事業者に対する支援

① 事業者連絡会

目黒区では、事業者により結成された連絡会を通じて、良質な介護サービスを提供するために必要な研修に対する支援や情報提供などを行っている。

団体名称	目黒区介護事業者連絡会
運営形態	事業者が結成（事務局は目黒区介護保険課）
会員構成	目黒区内に事業所を置く指定居宅介護事業者及び目黒区被保険者の利用が5名以上ある区外事業者（約400事業者）
設置年月日	14年9月（それまでの居宅介護支援と居宅サービスの両連絡会を統合）

5年度の事業者連絡会開催実績（◎の研修・講演は地域支援事業により実施）

種 別	主 な 内 容
<p>全 体 会</p> <p>[対象] 加入全事業所</p>	<p>○目黒区介護事業者連絡会総会</p> <p>○研修「在宅における薬剤師の役割～薬剤師と介護の連携について～」</p> <p>◎研修「在宅における口腔ケアと嚥下機能について～歯科医師との連携について～」</p> <p>○研修「ケアプランデータ連携システムの概要について」</p> <p>○研修「目黒区の空家等対策～寄り添い型支援で行う空き家の取り組みについて～」</p> <p>○研修「令和6年度介護報酬改定に向けて ～現場従事者が押さえておきたいポイント～」</p> <p>◎研修「独居、身寄りのない方への支援について ～ご本人様の意思決定に対してどの様に支援していくか～」</p>
<p>ケアマネ分科会</p> <p>[対象] 居宅介護支援</p>	<p>◎研修「ケアマネジャーとして関わるACP ～寄り添いとは何？の探求～」</p> <p>○研修「コロナ禍での経験をふまえ、よりよい連携をするために ～病院との連携のスキルアップを目指して～」</p> <p>◎研修「2024年介護保険制度改正及び報酬改定の動向（背景と概要）～加速する高齢化社会におけるケアマネジャーに求められている役割と未来への展望～」</p> <p>◎研修「相談支援に活用する社会保障制度（年金を中心に）」</p>
<p>訪問介護分科会</p> <p>[対象] 訪問介護</p>	<p>○研修「カスタマーハラスメント」</p>
<p>デイ分科会</p> <p>[対象] 通所介護 通所リハビリ 地域密着型通所介護</p>	<p>○親睦会</p> <p>○意見交換会「コロナ5類移行後のサービス状況について」</p> <p>○研修「苦情・虐待・ハラスメント・事故等について目黒区の現状」</p> <p>○意見交換会「何がかわる法改正～それぞれの気になることをみんなで話そう」</p>
<p>福祉用具分科会</p> <p>[対象] 福祉用具</p>	<p>○研修「介護の課題を解決！？意外と知らない福祉用具／訪問入浴」 （訪問入浴分科会・地域密着型サービス分科会との合同開催）</p> <p>○研修「令和6年度制度改正（貸与／販売の選択制）について」</p>
<p>訪問入浴分科会</p> <p>[対象] 訪問入浴</p>	<p>○研修「介護の課題を解決！？意外と知らない福祉用具／訪問入浴」 （福祉用具分科会・地域密着型サービス分科会との合同開催）</p>
<p>短期入所分科会</p> <p>[対象] 短期入所</p>	<p>○意見交換会（年3回・規定月での定例開催）</p>
<p>地域密着型サービス分科会</p> <p>[対象] 地域密着型サービス （地域密着型通所介護を除く）</p>	<p>○研修「介護の課題を解決！？意外と知らない福祉用具／訪問入浴」 （福祉用具分科会・訪問入浴分科会との合同開催）</p>

② 主任介護支援専門員連絡会

目黒区内の事業所に勤務する主任介護支援専門員の資質向上、会員相互の情報交換、地域包括ケア実現を目的に、「主任介護支援専門員連絡会」の開催を支援している。（会員数約100人）

5年度の主任介護支援専門員連絡会開催実績（◎の研修は地域支援事業により実施）

○研修「改定法から見えてきた新たな時代づくり ～今、主任介護支援専門員に期待される役割、地域づくり等～」
○研修「他職種に理解してもらえる根拠あるケアプランを作るには ～適切なケアマネジメントを活用して～」
○研修「ケアマネジメントの質の向上 ～目黒区ケアプラン点検 実践の振り返りについて～」
◎研修「ケアプランのスーパービジョン ～基本から応用へ～」

(4) 事業者に対する研修

目黒区では、良質な介護サービスを提供するために介護支援専門員を対象とした研修を行っている。

(◎の研修は地域支援事業により実施)

種 別	開催回数	主な内容	参加人数
介護支援専門員新任研修	1回	○講義 「目黒区の概要」「介護保険給付事業」 「目黒区の総合事業」「介護保険以外のサービス」 「目黒区のサービスの現状 他」 ○演習「初回面談等の演習」	14人 (※1)
介護支援専門員現任研修	1回	◎講義 「コロナ禍により増加した依存症 ～A10細胞フィードバック機能障害～」	122人
主任介護支援専門員研修	1回	◎講義 「施行直前スペシャル ～BCP作成とブラッシュアップ～」	71人

(※1) 講義のみ参加の6人は含まない。

## 11 事業者指導

介護保険制度の円滑な運営及び介護給付費等対象サービスの質を確保するため、介護サービス事業者等に対して指導検査を行っている。5年度実績は下記のとおり。

### (1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

※5年度は動画配信で実施。

サービス種別内訳	視聴事業所数
居宅介護支援・介護予防支援	69
夜間対応型訪問介護・定期巡回随時対応型訪問介護看護	4
地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護	32
小規模対応型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	7
認知症対応型共同生活介護	8
介護老人福祉施設・介護老人保健施設	9
合 計	129

### (2) 運営指導

指導の対象となるサービス事業者等の事業所において行う。

サービス種別内訳	件数
居宅介護支援	14
介護予防支援	2
訪問介護 ※	1
通所介護 ※	1
通所リハビリテーション	1
短期入所生活介護・短期入所療養介護	3
地域密着型通所介護※	7
認知症対応型通所介護	1
小規模多機能型居宅介護	2
介護老人福祉施設・介護老人保健施設	3
合 計	35

※ 総合事業を含む。

東京都の現地指導立会い件数	4
---------------	---

## 12 地域支援事業

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、18年度の介護保険制度改正により創設された。さらに、27年度制度改正により、従来の介護予防サービスと介護予防事業を再編した介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が創設され、区では28年度から実施している。総合事業は、主に要支援等認定者を対象とした介護予防・生活支援サービス事業とすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業により構成されている。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

#### ① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを通じて、多様な主体による多様な訪問型及び通所型のサービス（事業）等を利用することにより、要支援状態の軽減及び要介護状態になることを予防することを目的としている。

利用対象者は、要支援認定者及び基本チェックリストに該当した被保険者（以下「サービス事業対象者」という。）である。

#### ア サービス事業対象者数

122名

#### イ 指定介護事業者によるサービス

区 分	件数	金額	1件あたり支給額
訪問型サービス	7,411	128,721,049	17,369
予防給付相当サービス	6,948	122,230,049	17,592
区独自基準サービス	463	6,491,000	14,019
通所型サービス	9,245	243,172,367	26,303
予防給付相当サービス	9,168	241,603,473	26,353
区独自基準サービス	77	1,568,894	20,375
高額介護予防サービス費	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	8,649	44,657,678	5,163

#### ウ 支え合い事業

(ア) 訪問型支え合い事業 実施団体：2団体（目黒区シルバー人材センター、目黒区社会福祉協議会）  
回数：延べ19回

(イ) 通所型支え合い事業 登録団体：2団体（碑ミニデイ・ゆうゆうクラブ）

#### エ 短期集中予防サービス

概ね3か月程度で機能向上が図られる見込みのある方に、訪問又は通所により短期集中的に介護予防に効果的なプログラムを実施するサービス。

(ア) 訪問型 参加者 7名

(イ) 通所型 参加者 35名

#### オ 栄養改善を目的とした配食事業

【高齢福祉課】

食生活を改善するために、栄養バランスの取れている弁当を1日1食100円区が補助し、自宅へ配達する。3か月後及び6か月後に食生活が改善しているかを評価する。

延べ受給者 0名

延べ配食数 0食

② 一般介護予防事業

ア 普及啓発事業

事業		事業内容	コース数	参加者数
運動器機能	椅子トリムdeフレイル予防	ストレッチや有酸素運動等の体操を行い、仲間と一緒に続ける取り組み。	8	80
	ひざの痛み予防講習会	ひざを支える筋肉を鍛え保護する力をアップすることで、ひざの安定化を図り痛みを予防する体操実践と講話。	6	76
認知機能	脳とからだのいきいき教室	軽体操や脳トレプログラムを行い、認知機能低下予防のヒントを学ぶ。	4	69
口腔機能	お口と食の健康教室	口腔機能向上と口腔ケアを中心に、運動器機能と栄養学の基礎も同時に学ぶ。	6	38
複合	介護予防まるごと教室	自宅で続けられる運動・低栄養予防・口腔機能向上について学び、いきいきとした生活習慣を身に付ける。	23	289
オンラインでフレイル予防		オンラインを通じて介護予防・フレイル予防を学ぶ。	2	31
介護予防講演会		講演会を実施し、介護予防の普及啓発を図る。	2	218

イ 地域介護予防活動支援事業（シニアの部活事業）

事業	事業内容	コース数	参加者実数
めぐろ手ぬぐい体操グループづくりコース	介護予防について総合的に学び、教室終了後も継続できる自主グループづくりをめざす。	5	44
脳に効く！ウォーキンググループづくりコース	認知症予防に効果的な記憶力・計画力・注意分割力とウォーキングの技術を学び、自主グループづくりをめざす。	5	54

ウ その他の地域介護予防活動支援事業

事業	事業内容	回数	参加者実数	
介護予防指導者研修・連絡会	介護予防について専門職向けに研修会を実施。	0	0	
介護予防出前講座	地域活動団体やグループに、運動、栄養や口腔の専門職を派遣し、介護予防の普及啓発を図る。	16	250	
地域介護予防活動助成	介護予防に資する自主活動団体に対し補助金を交付する。		18団体	
めぐろ手ぬぐい体操出張講習	地域活動団体に出向き、めぐろ手ぬぐい体操の講習を行う。活動に介護予防を取り入れ、健康の維持向上をめざす。	5	114	
フレイルサポーター養成講座	フレイルチェック会を運営するボランティアの養成を行う。	1コース2回	18	
フレイルサポーター連絡会・練習会	フレイルサポーターの活動をより充実するための連絡会等を行う。	8	135	
シニア健康応援隊メンバー養成講座	介護予防について学習し、介護予防リーダーの養成を行う。	1コース7回	11	
シニア健康応援隊卒業研修・交流会	シニア健康応援隊活動をより充実するための研修等を行う。	8	123	
シニア健康応援隊活動支援	青葉台おきらく会・手ぬぐい体操青葉台・ぐんぐんのびのび	週1回区営青葉台一丁目アパート集会所で実施	32	48
	手ぬぐい体操❀東山	週1回東山老人いこいの家他で実施	29	33
	手ぬぐい体操♥なかめぐろ	週1回中目黒ホーム地域交流スペースで実施	39	31
	手ぬぐい体操らくらく田道	月2回田道老人いこいの家で実施	23	12
	さん9倶楽部手ぬぐい体操	月2回さんホーム目黒地域交流スペースで実施	29	20
	手ぬぐい体操◎鷹番	週1回鷹番会館で実施	40	29
	手ぬぐい体操こぶしえん	週1回こぶしえん地域交流スペースで実施	42	42
	元気いちばんの会	週1回区営清水町アパート集会所で実施	47	24
	碑文谷さわやかクラブ	週1回区営碑文谷アパート集会所で実施	39	19
	手ぬぐい体操◎東が丘	週1回東が丘ホーム地域交流スペース他で実施	37	37
	めぐろ楽々体操くらぶ	週1回平町老人いこいの家で実施	45	66
ゆうてんじ手ぬぐい体操	週1回中町東町会事務所（令和6年1月から開始）	10	20	

エ 介護予防把握事業

基本チェックリスト実施数	包括支援センターが行う介護予防普及啓発イベントや総合相談等において、生活機能基本チェックリストを行う。	72人
フレイルチェック会参加者数	フレイルサポーターが行うフレイルチェック会において、地域高齢者のフレイル状態を確認し予防策の啓発を行う。	282人

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等派遣事業	介護予防に資する自主活動団体に対し、リハビリ専門職員を派遣し内容の充実を図る。	7回
介護予防ケアマネジメント支援	リハビリ専門職員を派遣し、ケアプラン作成時のアセスメント及びサービス担当者会議等における技術的助言を行う。	16回

カ めぐるシニアいきいきポイント事業

【高齢福祉課】

区内在住の元気な高齢者を対象に研修・登録会を開催し「いきいきサポーター」として登録を行った。登録後、区の指定する社会貢献活動を行うことで取得できるポイントを次年度の初めに区内共通商品券と交換した。

(ア) 研修・登録会

令和5年7月7日、令和6年2月22日

希望者へ個別の登録（5名）

(イ) ステップアップ研修（健康増進・介護予防に繋がる体操講座）

令和6年1月11日

(ウ) 対象活動（場所）

○区内特別養護老人ホーム8施設

○すくすくのびのび園

○介護者の会・コミュニティカフェ

○高齢者見守り訪問事業

○福祉工房（目黒本町・東が丘・下目黒）

○シニア健康応援隊

○目黒区高齢者センター

○かみよん工房

○目黒恵風寮

○フレイルサポーター

(エ) 活動内容

施設内・敷地内の清掃、入所者の食事見守り・片付け、車椅子清掃、洗濯物の補助

デイサービスや施設内行事の手伝い、兄弟児の保育、カフェ運営

独居高齢者宅への訪問、介護予防の普及啓発活動・グループ運営、作業補助、製品検品等

(オ) サポーター登録者（令和5年度末）

232名（令和5年度新規登録者21名）

## (2) 包括的支援事業

- ① 地域包括支援センター運営 【福祉総合課】  
5か所の地域包括支援センターを民間法人への委託により運営した。  
平成21年4月から、介護保険法に基づく包括的支援事業等の業務に加え、保健福祉の総合相談支援、保健福祉サービスや介護保険認定申請等の受付等の業務を行う「新たな地域包括支援センター」として運営している。  
ア 北部包括支援センター（株式会社やさしい手）  
イ 東部包括支援センター（社会福祉法人奉優会）  
ウ 中央包括支援センター（社会福祉法人奉優会）  
エ 南部包括支援センター（社会福祉法人目黒区社会福祉協議会）  
オ 西部包括支援センター（社会福祉法人目黒区社会福祉事業団）
- ② 目黒区地域包括ケアに係る推進委員会（詳細は44ページに掲載）  
委員人数14人、開催回数4回
- ③ 医療と介護の連携 【福祉総合課】  
ア 在宅療養推進協議会 2回（対面開催） 委員人数9人  
イ 出前講座等開催17回  
ウ 在宅医療・介護連携に関する研修 全区型1回（動画配信）・地区型6回  
エ 「主治医・介護支援専門員連絡タイム一覧表」の普及促進  
オ 在宅療養資源マップ（令和5年3月発行版）の配布、  
電子版（令和4年8月リニューアル）の運用
- ④ 在宅療養相談窓口の設置 【福祉総合課】  
5地区の地域包括支援センターの在宅療養相談窓口に配置している「在宅療養コーディネーター」を中心に相談支援を行った。また、在宅療養相談業務向上研修を包括職員を対象に2回実施した（対面とオンライン同時開催）。
- ⑤ 認知症対策の総合的推進 【福祉総合課】  
普及啓発、ボランティア活動支援、職員研修の実施など、認知症対策を総合的に実施した。  
ア 「認知症支援ボランティア」自主活動支援：「カフェあおば」（12回）参加者延べ149人  
「カフェさくらプラザ」（12回）参加者延べ140人、  
「カフェBochiBochi」（12回）参加者延べ99人  
イ 認知症相談と医療の連携会議（目黒区医師会と共同で設置）：中止  
認知症地域支援連絡会：5回、もの忘れ相談連絡票の活用推進  
ウ 若年性認知症支援：若年性認知症講演会 1回 49人参加  
若年性認知症支援連絡会 中止  
エ 職員研修等：認知症支援職員研修 1回 23人参加  
オ 自主運営家族会への専門家等派遣：認知症個別相談会（医師3名派遣）  
カ 認知症初期集中支援チームを設置し、区に配置した認知症支援推進員を中心に、認知症疾患医療センター専門職等の委託医療機関とのチームにより、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援を実施。（新規4件）  
キ 認知症支援コーディネーター：地域包括支援センター5カ所に各2名兼務配置。  
連絡会開催（6回）
- ⑥ 生活支援体制整備事業 【健康福祉計画課】  
NPO法人、民間企業、社会福祉協議会、地縁組織等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、買い物・掃除・調理など日常生活上を支援する多様なサービスの充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とした事業。  
ア 生活支援コーディネーターの配置  
第1層生活支援コーディネーターを1名配置  
第2層生活支援コーディネーターを5名配置  
※5名を主担当・副担当として各地区に配置した。

イ 第2層協議体の設置

地区名	協議体名
北部地区	北部いきいき支え合いネットワーク
東部地区	東部ふれあい協議会
中央地区	中央まるごとネットワーク
南部地区	南部支え合いまち会議
西部地区	西部支え合いまち会議

ウ 協議体の活動

対象地区	内容
北部地区	北部いきいきおでかけマップ（駒場・菅刈エリア／東山・烏森エリア）の発行
東部地区	東部ふれあいフェスティバルの開催（196名参加）
中央地区	まんなかネットささえあいガイドの発行、地域活動体験会の実施
南部地区	支え合いまち講座の開催（計52名参加）
西部地区	支え合い・いどぼた会議（東根編・大岡山西編）の開催（計95名参加）

⑦ 地域ケア会議 【福祉総合課】

- ア 地域ケア個別会議 個別ケースの支援内容を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。  
月1回、委員人数27人（オンライン開催）
- イ 地域ケア推進会議 地域課題の共有と解決策の検討を行うとともに、社会資源の開発及び地域づくりの検討を行う。  
年1回、委員人数14人

(3) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

- ア 要介護認定の適正化  
公平で公正な審査判定を目指し、認定審査会の各合議体、事務局、調査員の共通認識を確立するため、認定審査会委員の研修、議長会の開催による意見交換、認定審査会事務局職員の勉強会、認定調査員の研修などを行った。  
<認定調査員の研修実績は16ページ参照>
- イ ケアプラン点検  
介護保険給付の適正化及びケアマネジメントの質の向上のため、区内の主任介護支援専門員の協力のもと、東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検を8事例実施した。
- ウ 縦覧点検・医療情報との突合  
医療保険との突合、不適切なサービス実施等の確認を行った。
- エ 介護給付費通知  
介護保険サービスを利用した者に対し、介護給付費の額等の実績を通知した。  
<実施状況>  
通知件数 対象 9,455人 令和6年2月2日発送  
対象月 令和5年10月及び11月サービス実施分  
通知内容 サービス月、サービス事業者名、サービス種類、利用者負担額、サービス総費用額
- オ 給付実績の活用による適正化  
国民健康保険団体連合会から提供される介護給付実績情報と要介護認定情報を活用した給付適正化を図るため、給付適正化支援総合システムを使用し、不適切と思われるサービスの抽出や、確認を行った。

カ 事業者に対する研修

介護サービスの質の向上を図るため、介護に関する専門知識や技能等について、専門の講師による、講演会・研修会を実施した。＜実績は34・35ページ参照＞

キ 実地指導

【健康福祉計画課】

事業者指導において、給付実績情報を踏まえた上で実地指導を行った。また、より適切な指導を実施するため、事務受託法人の専門職員を活用しながら実地指導を行った。

＜実績＞ 委託件数 18件 　　＜実地指導の実績は36ページ参照＞

② 家族介護支援事業

ア 家族介護教室

【福祉総合課】

在宅で高齢者を介護する家族、援助者及び介護技術や知識の習得を希望する区民を対象に、基本介護技術等を習得するための家族介護教室を開催した。

＜実績＞ 6回、特別養護老人ホームで開催、参加者延べ54人

イ 介護者の会

【福祉総合課】

介護者同士の交流による精神的な負担の軽減や介護に関する情報交換などを行える場として介護者の会を実施した。

＜実績＞区内5地区で開催、60回・参加者延べ213人

ウ 家族介護者のつどい

【福祉総合課】

高齢者を介護されている家族や介護に関心のあるかたを対象に講演会等を毎年開催。

＜実績＞講演会 参加者62人

エ 認知症はいかい高齢者等位置情報確認サービス事業

【高齢福祉課】

40歳以上の認知症による徘徊のある方がGPS小型専用端末を所持し、徘徊時に介護者がパソコンやスマートフォン等でその位置情報を確認できるサービス。

＜実績＞利用者数21名、位置情報確認探索回数1,440回

オ 高齢者見守り・安心ステッカーの配布

【高齢福祉課】

おおむね65歳以上の方に高齢者見守り・安心ステッカー（靴用ステッカー・衣服用アイロンステッカー）を配布する。

＜実績＞靴用ステッカー配布枚数 286枚、衣服用ステッカー配布枚数 220枚、  
総配布枚数 506枚

③ その他事業

ア 住宅改修理由書作成等助成事業

ケアプランの届出をしていない認定者の住宅改修に係る理由書を作成したケアマネジャーが属する事業所に対し、1件あたり3,000円を助成した。

＜実績＞98件

イ ライフサポートアドバイザー（L S A）派遣事業

【高齢福祉課】

12棟の高齢者福祉住宅の生活援助員業務を委託して、生活相談、緊急対応業務、安否確認および日常生活上必要な援助を行った。

ウ 高齢者虐待防止の総合的推進

【高齢福祉課】

普及啓発、関係者研修、職員研修など、高齢者虐待防止を総合的に推進した。

（ア）地区研修会：北部・東部・中央・南部・西部地区各1回（オンライン開催）

（民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員等）

参加者 156人

（イ）職員研修：講義2回、スーパーバイズ1回（2件）

エ 認知症サポーター等養成事業

【福祉総合課】

認知症サポーター養成講座：区主催講座1回、出前講座12回、企画型講座2回、小学校6回、サポーター養成数721人（平成19年度からの累計14,042人）

## 13 審議会等

### (1) 目黒区地域福祉審議会

#### ① 所掌事項

審議会は区長の諮問に応じ、福祉に係る計画の改定その他の重要事項について審議し答申する。

#### ② 委員人数 24人

#### ③ 審議会等開催状況

令和4年7月、区長から計画改定について諮問を受け、小委員会「計画改定専門委員会」の審議を経て、令和5年6月、答申の中間のまとめを提出した。同年7月、区民や関係団体と意見交換を行う「地域福祉を考えるつどい」を開催し、同年9月、答申を提出した。

令和5年度の審議会の主な議題等は以下のとおり。

月 日	内 容
令和5年5月24日	令和5年度第1回審議会 ・計画改定専門委員会における検討のまとめの報告 ・「第9期介護保険事業計画基礎調査」及び「高齢者の生活に関する調査」、「目黒区障害者計画策定に関する調査」の実施結果について区が報告
令和5年6月23日	令和5年度第2回審議会 ・「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（中間のまとめ）」の検討 ・中間のまとめの周知・意見募集及び「地域福祉を考えるつどい」の開催について検討
令和5年6月29日	・審議会が「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（中間のまとめ）」を区長に提出
令和5年7月15日	・めぐろ区報、区公式ウェブサイト等により中間のまとめを公表 ・審議会が中間のまとめに対する区民意見募集（8月7日まで）
令和5年7月31日	・審議会主催「地域福祉を考えるつどい」開催
令和5年9月6日	令和5年度第3回審議会 ・中間のまとめに対する意見募集の実施結果及び「地域福祉を考えるつどい」開催結果の報告 ・「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（答申）」の検討
令和5年9月15日	・審議会が「目黒区保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向について（答申）」を区長に提出
令和5年12月6日	令和5年度第4回審議会 ・目黒区保健医療福祉計画等各計画の素案について区が報告

#### 《計画改定専門委員会》

月 日	内 容
令和5年4月28日	・東京都社会福祉審議会意見具申の報告 ・付託事項「各計画の基本理念」の検討 ・計画改定専門委員会における検討のまとめ

(2) 目黒区地域包括ケアに係る推進委員会

① 所掌事項

高齢者等の介護及び介護予防に関し、地域の実情を踏まえた包括的な地域ケアを推進するため、以下の事項について協議または検討を行う。

- ア 地域包括支援センターの公正性及び中立性の確保並びに円滑かつ適正な運営に関する事項
- イ 地域密着型サービスの適正な運営に関する事項
- ウ 全区レベルの地域ケア会議に関する事項
- エ その他地域ケアの推進に当たり必要な事項

② 委員人数 14人

③ 委員会等開催状況

令和5年度は委員会を4回開催した。会議の主な議題等は以下のとおり。

委員会	開催年月日	主な議題
第1回	令和5年 6月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について</li> <li>・地域密着型通所介護事業所に係る新規指定時の協議について</li> <li>・指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和5年2月～令和5年4月）</li> </ul>
第2回	令和5年 9月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度目黒区地域包括支援センター事業報告及び収支決算について</li> <li>・令和4年度目黒区地域包括支援センター事業評価について</li> <li>・指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和5年5月～令和5年7月）</li> <li>・保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向にかかる目黒区地域福祉審議会の「中間のまとめ」について</li> </ul>
第3回	令和5年 12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）について</li> <li>・指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和5年8月～令和5年10月）</li> <li>・保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画改定の基本的な方向にかかる目黒区地域福祉審議会の「答申」について</li> <li>・目黒区保健医療福祉計画改定素案について</li> <li>・第9期目黒区介護保険事業計画素案について</li> <li>・目黒区障害者計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）改定素案について</li> <li>・国家公務員宿舎駒場住宅跡地における特別養護老人ホーム等整備計画のスケジュール変更について</li> </ul>
第4回	令和6年 3月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度目黒区地域包括支援センター年間事業計画について</li> <li>・令和5年度地域ケア推進会議について</li> <li>・地域密着型サービスにかかる人員、運営等の基準の改正について</li> <li>・指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和5年11月～令和6年1月）</li> <li>・令和5年度目黒区地域密着型サービス整備事業者の募集結果及び令和6年度の募集について</li> <li>・目黒区地域包括ケアに係る推進委員会の位置付けの変更について</li> <li>・目黒区保健医療福祉計画改定案について</li> </ul>

## 介護保険制度に係る主な変遷

◇…制度改正の視点、主な内容

㊤…目黒区における動き

平成7年	社会保障制度審議会が公的介護保険制度の創設を勧告
平成9年	介護保険法成立
平成12年	介護保険法施行
第1期（平成12年度～平成14年度）	
平成12年度	○国の特別対策による保険料負担軽減実施（平成13年9月まで）
平成13年度	㊤目黒区独自利用者負担減額制度の導入 ㊤保険料の目黒区独自減額制度の導入
平成14年度	㊤目黒区保健福祉サービス苦情調整委員制度発足
第2期（平成15年度～平成17年度）	
平成17年度	○施設給付（食費・居住費）の見直し、特定入所者介護サービス費の創設〔第3期制度改正の前倒し施行〕 ㊤社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置制度の導入 ㊤目黒区独自利用者負担減額制度の終了
第3期（平成18年度～平成20年度） ◇予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立等制度全般についての見直し	
平成18年度	○要介護状態区分の再編、新予防給付の創設 ○地域密着型サービスの創設 ・居宅サービスから移行…（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・新設…（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護等 ○地域支援事業の創設 ・地域包括支援センター設置、介護予防事業の開始等 ○介護サービス情報の公表制度の創設 ㊤介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減制度の導入
第4期（平成21年度～平成23年度） ◇業務管理体制の整備、サービス確保対策の充実等	
平成21年度	○国の特別対策による保険料負担軽減実施（第4期のみ） ○高額医療合算介護（予防）サービス費の創設
第5期（平成24年度～平成26年度） ◇医療と介護連携の強化、介護人材の確保とサービスの質の向上、認知症対策の推進、保険者による主体的な取組みの推進、財政安定化基金の取崩しによる保険料の上昇緩和等	
平成24年度	○新サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）の創設
第6期（平成27年度～平成29年度） ◇地域支援事業の充実、予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームの機能重点化、費用負担の公平化等	
平成27年度	○公費による低所得者の保険料軽減の強化 ○一定所得以上の被保険者への自己負担割合2割負担導入
平成28年度	○小規模な通所介護事業所が地域密着型サービス（地域密着型通所介護）へ移行 ㊤介護予防・日常生活支援総合事業開始
平成29年度	○介護納付金における総報酬割の導入〔第7期制度改正の前倒し施行〕

<p>第7期（平成30年度～令和2年度）</p> <p>◇自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、介護保険制度の持続可能性の確保等</p>	
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅介護支援事業所の指定権限の委譲（都道府県→区市町村）</li> <li>○新サービス（介護医療院）の創設</li> <li>○共生型サービスの創設</li> <li>○自己負担割合2割の被保険者のうち特に所得の高い層への3割負担導入</li> </ul>
令和元年度	○消費税率引き上げに伴う公費による低所得者の保険料軽減の強化（一部実施）
令和2年度	○消費税率引き上げに伴う公費による低所得者の保険料軽減の強化（完全実施）
<p>第8期（令和3年度～令和5年度）</p> <p>◇地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の促進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等</p>	
<p>第9期（令和6年度～令和8年度）</p> <p>◇介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上等</p>	

# 目黒区介護保険条例

平成12年3月目黒区条例第15号  
最終改正 令和6年3月

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 介護認定審査会（第8条・第9条）
- 第3章 保険料（第10条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条）
- 第5章 罰則（第22条—第26条）

## 付則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、介護が区民の共同連帯の理念に基づき地域社会全体で支援されるべきものであることを考え、目黒区（以下「区」という。）が区民とともに区の地域特性を踏まえた介護保険を行うに当たり、介護の必要な区民が住み慣れた地域で安心して快適に暮らし、個人の尊厳と人間性の尊重を基礎とした自立した日常生活を営むことができるよう、法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって区民の福祉の増進と区民生活の向上を図ることを目的とする。

#### （区の責務）

第2条 区は、区民及び事業者の理解と協力を得て、介護保険に係る施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、区民が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく保健医療サービス、福祉サービス等（以下「介護サービス等」という。）を適切に利用し、もって自立した日常生活を営むことができるよう、事業者の情報の提供、介護サービス等に係る基盤の整備、介護サービス等の利用等に係る支援その他の環境の整備に努めるものとする。

#### （事業者への指導又は助言等）

第3条 区長は、介護サービス等が適切に提供されるよう、事業者に対し必要な指導又は助言等を行うものとする。

#### （改善勧告）

第4条 区長は、事業者が前条の指導又は助言等に従わないときは、期限を定めて、必要な改善その他の措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

#### （公表）

第5条 区長は、前条の勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

#### （情報提供）

第6条 区長は、区民が介護保険に係る手続を円滑に行い、介護サービス等を適切に利用することができるよう、区が有する被保険者に関する情報の提供に努めるものとする。

#### （目黒区地域福祉審議会への意見聴取）

第7条 区長は、介護保険事業計画の改定その他の重要事項の決定等に当たっては、目黒区地域福祉審議会の意見を聴くものとする。

## 第2章 介護認定審査会

(委員の定数)

第8条 目黒区介護認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、63人以内とする。

(一部改正〔平成13年条例13号・19年9号〕)

(委任)

第9条 前条に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 保険料

(保険料率)

第10条 1の年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次のいずれかに該当する者 33,852円(基準額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。)に100分の45.5を乗じて得た額)

ア 老齢福祉年金(令第22条の2の2第9項に規定する老齢福祉年金をいう。以下同じ。)の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)

(ア) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)の属する年度分の住民税(令第22条の2第4項第2号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。)が課されていない者(ウ、次号ア及び第3号アにおいて「住民税世帯非課税者」という。)

(イ) 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの

イ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

ウ 住民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から100,000円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合(第5号アにおいて「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。)には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。次号ア及び第3号の2アにおいて同じ。)から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が800,000円以下であり、かつ、ア、イ又はエに該当しないもの

エ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第1

- 4号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (2) 次のいずれかに該当する者 40,920円(基準額に100分の55を乗じて得た額)
- ア 住民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が800,000円を超え1,200,000円以下であり、かつ、前号に該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前号ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (3) 次のいずれかに該当する者 48,732円(基準額に100分の65.5を乗じて得た額)
- ア 住民税世帯非課税者であり、かつ、前2号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (3)の2 次のいずれかに該当する者 63,240円(基準額に100分の85を乗じて得た額)
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の住民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が800,000円以下であり、かつ、前3号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (4) 次のいずれかに該当する者 74,400円(基準額に100分の100を乗じて得た額)
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の住民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (5) 次のいずれかに該当する者 81,840円(基準額に100分の110を乗じて得た額)
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)が1,250,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (6) 次のいずれかに該当する者 89,280円（基準額に100分の120を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,250,000円以上2,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 104,160円（基準額に100分の140を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 119,040円（基準額に100分の160を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が3,200,000円以上4,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 141,360円（基準額に100分の190を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が4,200,000円以上6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 156,240円（基準額に100分の210を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適

- 用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 178,560円（基準額に100分の240を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 208,320円（基準額に100分の280を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が10,000,000円以上12,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 238,080円（基準額に100分の320を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が12,000,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (14) 次のいずれかに該当する者 260,400円（基準額に100分の350を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）
- (15) 次のいずれかに該当する者 290,160円（基準額に100分の390を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が20,000,000円以上30,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (16) 次のいずれかに該当する者 305,040円（基準額に100分の410を乗じて得た額）
- ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が30,000,000円

以上50,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 319,920円（基準額に100分の430を乗じて得た額）

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,204円（基準額に100分の28.5を乗じて得た額）とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,040円（基準額に100分の35を乗じて得た額）とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、48,360円（基準額に100分の65を乗じて得た額）とする。

（一部改正〔平成15年条例11号・18年30号・21年6号・24年28号・27年15号・21号・30年17号・25号・令和元年3号・2年15号・3年6号・16号・6年10号〕）

第10条の2 第1号被保険者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項又は平成25年改正法附則第2条第3項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、これらの規定による支援給付（以下この条において「支援給付」という。）を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を生活保護法第6条第1項に規定する被保護者とみなして、前条の規定を適用する。

（追加〔平成20年条例19号〕、一部改正〔平成26年条例19号〕）

（普通徴収に係る保険料の納期等）

第11条 当該年度分の普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期限は、7月から翌年3月までの各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）とする。ただし、前年度分までの保険料に相当する徴収金については、区長が別に定める月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日）とする。

2 前項の納期限が土曜日に該当するときは、その翌日を納期限とみなす。

3 区長は、保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

4 第1項本文の各納期の納付額は、第10条に規定する額に9分の1を乗じて得た額とする。

5 前項の規定により算出した各納期の納付額に100円未満の端数があるとき又は各納期の納付額が100円未満であるときは、その端数金額又は各納期の納付額は、すべて最初の納期に係る納付額に合算するものとする。

(一部改正〔平成20年条例7号・19号〕)

(保険料の賦課額に変更等がある場合における保険料の納付等)

第12条 前条の規定にかかわらず、区長は、賦課期日後に納付義務が発生した場合、既に賦課した保険料の賦課額を変更した場合その他必要があると認める場合は、別に納期限及び各納期の納付額を定めることができる。

2 区長は、保険料の賦課額を変更した場合において、既に徴収した保険料の額が変更後の保険料の賦課額を超えることとなるときは、その過納額を当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当することができる。

(追加〔平成20年条例7号〕)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第13条 賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 賦課期日後に第10条第1項第1号(同号ア(ア)及びウに係る部分を除く。)、第2号イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当するに至った第1号被保険者(老齢福祉年金の受給権を有するに至った者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から同項第1号、第2号、第3号、第3号の2、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号又は第16号に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(一部改正〔平成15年条例11号・18年30号・20年7号・21年6号・24年28号・27年15号・21号・30年17号・令和6年10号〕)

第14条及び第15条 削除

(削除〔平成20年条例7号〕)

(督促手数料)

第16条 保険料の督促手数料は、徴収しない。

(延滞金)

第17条 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限(次条の規定により徴収猶予の決定があったものについては、当該徴収猶予の期限とする。以下この条において同じ。)後にその保険料を納付する場合においては、当該納付額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 区長は、普通徴収に係る保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかつ

たことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成20年条例7号・21年26号〕)

(保険料の徴収猶予)

第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、納付義務者の申請により、その納付することができないと認める金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又は第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 生計維持者が死亡したこと又は生計維持者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより当該生計維持者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及び生計維持者の氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額(特別徴収(法第131条に規定する特別徴収をいう。以下同じ。)の方法により保険料を徴収されている場合にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付(以下「年金給付」という。)の支払に係る月)
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(一部改正〔平成13年条例38号・18年40号〕)

(保険料の減免)

第19条 区長は、前条第1項各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認めるときは、納付義務者の申請により、その納付することができないと認める金額を限度として、保険料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、区長は、規則で定めるところにより、特別の事由があると認めるときは、納付義務者の申請により、必要と認める期間、その保険料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の申請をしようとする者は、納期限前7日(特別徴収の方法により保険料を徴収されている場合にあっては、年金給付の支払に係る月の前々月の15日)までに次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 減額又は免除を受けようとする理由

4 第1項又は第2項の規定により保険料の減額又は免除を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を区長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成13年条例38号〕)

(保険料に関する申告)

第20条 第1号被保険者は、4月30日まで(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該被保険者資格を取得した日から30日以内)に、第1号被保険者の所得状況並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員で住民税が課されているものの有無その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員の前年の所得につき、地方税法第317条の2第1項の申告書が区長に提出

されている場合又は当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（一部改正〔平成13年条例13号・15年11号・16年7号〕）

#### 第4章 雑則

（委任）

第21条 第9条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

（過料）

第22条 区長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第23条 区長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

（一部改正〔平成18年条例30号〕）

第24条 区長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、これらの者に対し、100,000円以下の過料を科する。

（一部改正〔平成13年条例13号・30年17号〕）

第25条 区長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第26条 前4条の過料を徴収する場合において発する通知書に指定すべき納期限は、その発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

#### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

第2条から第5条まで 削除

（削除〔平成27年条例15号〕）

（延滞金の割合の特例）

第6条 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（一部改正〔平成26年条例4号・30年17号・令和3年6号〕）

(目黒区介護認定審査会条例の廃止)

第7条 目黒区介護認定審査会条例(平成11年7月目黒区条例第18号)は、廃止する。

(令和6年度から令和8年度までの保険料の減額の特例)

第8条 第19条第1項及び第2項に定めるもののほか、区長は、第1号被保険者が次の各号のいずれにも該当するときは、令和6年度から令和8年度までの各年度分の保険料について、納付義務者の申請により、必要と認める期間、その保険料の額の2分の1の額を限度として、保険料を減額することができる。

(1) 第10条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に該当すること。

(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していること。

2 前項の申請をしようとする者は、減額を受けようとする年度分の保険料ごとに、それぞれ当該年度の末日までに第19条第3項各号に掲げる事項を記載した申請書に減額を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

3 第19条第4項の規定は、第1項の規定による減額について準用する。

(一部改正〔平成15年条例11号・18年30号・21年6号・24年28号・27年15号・21号・30年17号・令和3年6号・6年10号〕)

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第9条 法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から区長が定める日までの間には行わず、当該区長が定める日の翌日から行うものとする。

(追加〔平成27年条例15号〕)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第5号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)」によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(追加〔令和3年条例6号〕)

付 則(平成13年3月15日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定並びに第20条第2項及び第3項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年10月1日条例第38号)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第19条の規定は、平成13年10月以後に徴収すべき保険料から適用し、同年9月以前に徴収すべき保険料については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付 則（平成15年3月17日条例第11号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条第1項の規定により、平成14年度の末日において次の表の左欄に掲げる区分に該当した者に対して賦課する平成15年度分の保険料の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該右欄に掲げる区分に応じた保険料率に基づき算定した額とする。

この条例による改正前の目黒区介護保険条例（以下「旧条例」という。）第10条第1号に定める区分	新条例第10条第1項第1号に定める区分
旧条例第10条第2号に定める区分	新条例第10条第1項第2号に定める区分
旧条例第10条第3号に定める区分	新条例第10条第1項第3号に定める区分
旧条例第10条第4号に定める区分	新条例第10条第1項第4号に定める区分
旧条例第10条第5号に定める区分	新条例第10条第1項第5号に定める区分

付 則（平成16年3月15日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第20条の規定は、平成17年度分の保険料から適用し、平成16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月15日条例第30号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条及び付則第8条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条第1項の規定により、平成17年度の末日において次の各号に掲げる区分に該当した者に対して賦課する平成18年度分の保険料の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める区分に応じた保険料率に基づき算定した額とする。

- (1) この条例による改正前の目黒区介護保険条例（以下「旧条例」という。）第10条第1項第1号に定める区分 新条例第10条第1号に定める区分
- (2) 旧条例第10条第1項第2号に定める区分（平成16年中の所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額及び同年の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の合計額が800,000円以下である者に限る。） 新条例第10条第2号に定める区分
- (3) 旧条例第10条第1項第2号に定める区分（前号に掲げる者を除く。） 新条例第10条第3号に定める区分
- (4) 旧条例第10条第1項第3号に定める区分 新条例第10条第4号に定める区分
- (5) 旧条例第10条第1項第4号に定める区分 新条例第10条第5号に定める区分
- (6) 旧条例第10条第1項第5号に定める区分（平成16年の合計所得金額が4,000,000円未満である者に限る。） 新条例第10条第6号に定める区分
- (7) 旧条例第10条第1項第5号に定める区分（平成16年の合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満である者に限る。） 新条例第10条第7号に定める区分

(8) 旧条例第10条第1項第5号に定める区分（前2号に掲げる者を除く。） 新条例第10条第8号に定める区分

(9) 旧条例第10条第1項第6号に定める区分（平成16年の合計所得金額が10,000,000円未満である者に限る。） 新条例第10条第8号に定める区分

(10) 旧条例第10条第1項第6号に定める区分（前号に掲げる者を除く。） 新条例第10条第9号に定める区分

付 則（平成18年9月29日条例第40号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成19年3月15日条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月14日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年7月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条の2の規定は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成21年3月13日条例第6号）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条、付則第2条及び付則第8条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成21年10月1日条例第26号）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第17条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月14日条例第28号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条、付則第2条及び付則第8条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月11日条例第4号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例付則第6条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則（平成26年10月1日条例第19号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則（平成27年3月10日条例第15号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条及び付則第8条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成27年7月1日条例第21号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1号アの改正規定は、平成27年8月1日から施行する。

2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用する。

付 則（平成30年3月9日条例第17号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第1号アの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条及び付則第8条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成30年6月29日条例第25号）

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

付 則（令和元年6月28日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（令和2年7月1日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月10日条例第6号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条及び付則第8条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第6条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

付 則（令和3年7月1日条例第16号）

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

付 則（令和6年3月7日条例第10号）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条及び付則第8条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## &lt;条例&gt;

- 目黒区介護保険条例
- 目黒区介護給付費等準備基金条例
- 目黒区介護給付費貸付基金条例
- 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例
- 目黒区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例
- 目黒区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

## &lt;規則&gt;

- 目黒区介護給付費貸付基金条例施行規則
- 目黒区介護保険に関する規則
- 目黒区介護認定審査会規則
- 目黒区指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則

## &lt;要綱&gt;

- 目黒区介護保険に関する様式を定める要綱
- 目黒区介護保険に係る不服申立取扱要綱
- 目黒区介護保険苦情対応要綱
- 目黒区認知症高齢者グループホーム等第三者評価受審費補助金交付要綱
- 目黒区地域包括ケア推進委員会要綱
- 目黒区指定地域密着型サービス事業者等に係る指定等実施要綱
- 目黒区介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱
- 目黒区地域密着型サービス事業者指定申請に係る事前協議実施要綱
- 目黒区介護認定審査会運営要綱
- 目黒区介護認定に係る個人情報の提供に関する取扱要綱
- 保険料滞納者に係る保険給付の制限等の実施に関する要綱
- 目黒区介護保険条例第19条第1項の規定に基づく保険料の減免の取扱いに関する要綱
- 目黒区介護保険居宅介護サービス費等の特例に関する事務処理要綱
- 目黒区介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業に関する事務要綱
- 目黒区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱
- 目黒区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費補助要綱
- 目黒区介護保険障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱
- 目黒区介護保険住宅改修費理由書作成業務支援事業に関する取扱要綱
- 目黒区介護保険住宅改修費の受領委任払制度実施要綱
- 目黒区介護保険福祉用具購入費の受領委任払制度実施要綱
- 目黒区原発事故避難者に対する介護保険利用者負担額軽減支援事業実施要綱

- 目黒区介護保険条例付則第 8 条の規定に基づく令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料の減額の取扱いに関する要綱
- 目黒区における指定地域密着型通所介護事業所等が宿泊サービスの事業を提供する場合の人員、設備及び運営に関する要綱
- 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱
- 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱
- 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要綱
- 目黒区第 1 号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱
- 介護予防通所型短期集中予防サービス事業（個別型・グループ型）実施要綱
- 介護予防訪問型短期集中予防サービス事業実施要綱
- 地域介護予防活動助成金交付要綱
- 目黒区通所型支え合い事業実施要綱
- 目黒区訪問型支え合い事業実施要綱
- 介護予防シニアの部活事業及び脳に効く！ウォーキング事業実施要綱
- 地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱
- 目黒区ケアプラン点検実施要綱
- 目黒区居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算取扱要綱
- 目黒区介護保険条例第 19 条第 1 項の規定に基づく東日本大震災被災者の保険料減免の取扱いに関する要綱
- 目黒区介護保険条例第 19 条の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の取扱いに関する要綱
- 目黒区生活支援体制整備事業実施要綱

## 介護保険事業概要 令和5年度実績

発行日：令和6年8月21日

発行：目黒区

編集：目黒区健康福祉部介護保険課

〒153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

(電話) 03 (5722) 9574